

平成 31 年 3 月 8 日（金曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成31年予算審査特別委員会第1日目

平成31年3月8日(金)

---

出席委員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席委員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課課長補佐	曾根田 健
副町長 庄 司 雅 人	住民税務課課長補佐	大 場 正 江
総務課長 伊藤 幸 一	住民税務課課長補佐	大 場 君 博
まちづくり課長 小野 芳 喜	住民税務課主事	松 原 峻
健康福祉課長 叶内 範 夫	健康福祉課課長補佐	沼 澤 伸 一
住民税務課長 須 貝 孝 子	健康福祉課課長補佐	高 橋 真 澄
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課課長補佐	森 祐 子
農業振興課長 伊藤 誠 宏	農業振興課課長補佐	斎藤 雅 博
会計管理者 相 馬 昇	地域整備課課長補佐	伊藤 秀 樹
危機管理室長 伊藤 茂 樹	地域整備課課長補佐	伊藤 英 一
教 育 長 齊藤 涉	地域整備課課長補佐	相 馬 広 志
教 育 課 長 八 歙 照 光	教育課課長補佐	鍛 冶 紀 邦
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	教育課課長補佐	沼 澤 豊 通
総務課課長補佐 沼澤 一 征	選挙管理委員会書記	伊藤 幸 一
総務課課長補佐 佐藤 仁	農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 齊藤 洋 一	主 事	伊藤 優
---------------	-----	------

---

本日の会議に付した事件

議案第26号 平成30年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第27号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第28号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第29号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第30号 平成30年度舟形町水道事業会計予算について

議案第31号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第32号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後1時35分 開会

**委員長** ただいまの出席委員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから平成31年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

平成31年度一般会計外特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました加藤です。精いっぱい努めさせていただきますので、進行上不行き届きの点など、多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ここで審査方法についてお諮りいたします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査することによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認め、ただいま申し上げた方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のための休憩を3ないし4款ごとに一、二分程度とりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

---

**議案第15号** 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

**議案第16号** 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

**議案第17号** 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

**議案第18号** 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

**議案第19号** 平成31年度舟形町水道事業会計予算について

**議案第20号** 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

**議案第21号** 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

**委員長** 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7会計の審査を行います。

---

**議案第15号** 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

**委員長** 最初に、議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。

一般会計歳入については読み上げ説明をお願ひ申し上げます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 会議場の都合上、説明員の交代のため休憩をします。

暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

---

午後1時46分 再開

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑につきましてはページ、款、項、目を明言し、完結をお願いいたします。

質疑ありませんか。

2番 16ページ、17ページ、7款1項ゴルフ利用税について質問をさせていただきます。

今までこのゴルフ利用税は安定的に町の財源としてかなり寄与していただきましたけれども、2020年にこのゴルフ利用税が廃止になるという報道がありましたけれども、それは間違いなところでしょうか。

総務課財政係長 ゴルフ場利用税については存続か廃止かという議論がなされているところでございますが、今のところ廃止になるという正式な通知は私どもには参っておりません。以上です。

2番 新聞報道でそういうあれがあったものですからお聞きしました。ただ、ゴルフ利用税については地方税に当たるわけですので、国ではこれを廃止したときはその財源として国で充てるという報道もなされておりましたけれども、まだその通達がないということでの理解だと思しますので、今後必ず2020のオリンピックのときにはこの話題が報道等で必ずなされると思しますので、その辺を注視していただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

7番 それでは18、19ページの民生費負担金、12-2-1です。民生費負担金の保育園、認可保育所保護者負担金ということで国の無償化が10月からでしたか、スタートする予定になっているようですけれども、それまでの負担金額はこういった形で保護者からいただくという、10月まで、9月いっぱいぐらいまでの負担金なのでしょうか。それとも1年間分という形での予算の上げ方なのか。そこら辺のところを質問いたします。

健康福祉課長 お答えします。この認可保育所保護者負担金につきましては、平成31年10月から無償化ということで話が進んでおります。今回の予算につきましては4月分から9月分まで、これは満額です。1,588万4,400円、それから10月以降につきましては一般質問のときにも話題になりましたけれども、給食食材とそれからゼロ歳から2歳までは無償化になりませんのでその分につきましては643万1,300円見込みまして、合計2,231万5,700円を計上してございま

す。以上です。

**7番** 私聞き間違えたのかわからないんですけども、ゼロ歳から6歳まで、3歳まで、2歳までですよね。2歳までで、じゃあいいです。私の聞き間違いでしたので、今の質問は取り下げます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 10ページの地方債、町債でお伺いします。今回かなり前年対比で5億6,000万円ほど多くなっております。予算の概要にもるる細かく説明ございますが、算入率の高い有利なメニューを活用していきたいということございますが、この10億3,400万円の中で戻り分といいますか7割、直7割掛けていいのか。そのあたり、どの程度見込んでいるのかお伺いします。

**総務課財政係長** それでは、10ページ目の第3表地方債のページになりますけれども、交付税算入率をご説明申し上げたいと思います。

臨時財政対策債については、後年度の交付税算入率が10割となっております。続きまして、過疎対策ソクト事業債、それから過疎対策事業債、それから緊急防災減災事業債については後年度の交付税算入率が7割となっております。最後に災害復旧債ということでこの予算措置をしているのは小災害復旧事業債になりまして、交付税充当率が若干低くなるんですが、交付税算入率は10割というものになっております。ちなみに、充当率については農地、それから農業用施設、それぞれ違いますので約ということでご説明申し上げますと約7割から8割となっております。充当率は7割から8割ということでご理解いただければと思います。以上です。

**6番** かなり算入、戻るということで安心したところでございます。今回の歳入でございますが、これだけ10億円ほど町債発行して本年度の償還元金がそれほど昨年度と差がないようでございます。ただ、これだけ10億円借り入れしてございますのでどこかでピークが来ると思います。この借り入れしてどのぐらいのスパンかわかりませんが、これを含めて最高ピークでどれぐらいの償還元金が、いつ来るのかお伺いします。

**総務課財政係長** それぞれの起債メニューによりまして据え置き期間というものが設けられておりますので、すぐにそれがあらわれるということではございません。約2年から3年ほどの据え置き期間があるということで、後年度のピークについてなんですが、記憶の中でご説明申し上げけれども、35年度に約60億円に達する見込みということで理解をしております。済みません。6億円でした。申しわけございません。そこまで構成比はふえるんですけども、先ほど申しましたとおり、交付税算入率ということで普通交付税で戻ってくる分がありますので、その分の地方交付税の伸びも見込めるのではないかとということで、今のところは計画を立てているところでございます。以上です。

**6番** まだこれも元金もそんなにぐんと伸びないということで、今年度で4億5,000万円、ピー

クでも6億円しか行かないということですので平準化されているのかと思いますけれども、これからこの長いスパンですべて償還していくわけなんだけれども、6億円、まあいいですか。はい、わかりました。

別なことを聞きます。今交付税で戻る話ですけれども、単純な話です。借りるのは借りる、返すものは返す、戻るものは戻る。そのタイムラグというのはどう感じ取っておけばよろしいのでしょうか。返るときは毎年均等に返ってくるのでしょうか。そこをお伺いします。

**総務課財政係長** 交付税算入に対する積算の仕方というものですけれども、例えば31年度に元利償還をする金額というものを年度当初に県に報告をいたしまして、その金額がベースとなりましてその当該年度、例えば31年度に報告した分については31年度元利償還した分で、その年の交付税にすぐ入ってくるという、すぐ入ってくるという内容になっております。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

**6番** 26ページです。26ページの15-3-1、総務県委託金の中で右のほうの27ページ、上から5行目当たり、農業センサス調査委託金ということで155万2,000円上程してございます。昨年よりかなりふえてございますが、この事業内容についてお伺いします。

**総務課長** 農業センサスについては来年本調査入るということで、委員の方々とか委託してということで調査員の方が委託してということになりますので、結構経費がかかるということにかさんでいる状況です。

**6番** 歳出のほうでその事業内容出てくると思うんだけど、この155万2,000円というのはこれは県の委託金全てこれで、あとプラス持ち出し何かで事業になるものなんでしょうか。

**総務課財政係長** 農業センサスにつきましては5年に1回本調査を迎えるという大変大きな調査でございます、その分、歳入額もふえているという内容でございます。調査につきましてはほぼ国で措置されるということで、県を通じて来るものですから県委託金に予算措置になっているんですけれども、歳出総額といたしましてはそれに少し一般財源をつけた形で予算措置をしているということでございます。といいますのは、この交付金を満額使い切るということのためには少し一般財源をつけておいて、この交付金額を上回る支出をすることが必要ということで何千円かでございますけれども歳出のほうがウカクなっているという内容でございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** それでは28ページ、16-1-1 財産貸付収入1,000万円何がしかの予算が計上されておりますが、去年まで医師が入っていた家についての見込みが入っていないような気がするんですけども、そこら辺のところ、ここには入っているのでしょうか。

**健康福祉課長** この3行目の診療所貸付収入につきましては、診療所の分だけ月額9万6,500円

掛ける12月分で計上してございます。去年まで月額5万5,000円の医師住宅分もあったんですが、今回後任の先生がその医師住宅を使わないということで予算上は計上してございません。今後利活用につきまして総務課と検討しまして、めどが立てば補正対応していきたいと思っております。以上です。

**7番** 調整段階である程度そういう新しい医師が入られないということを聞いておりましたので、すけれども、そこで医師ではなくても看護師等とか入れる可能性もあるということで以前説明を受けておりましたので、ここにはそういった見込みであってもそういった方を住ませるという積極的な、空き家になってしまうわけですから、そういった対応の予算措置が見られないわけですから、どの程度本気になってあそこを空き家にしないで医療関係者の方に入っていただいたほうが家も長もちするという話もありますし、どこら辺までそこら辺のところを真剣に考えていらっしゃるのか質問いたします。

**健康福祉課長** どの程度と申し上げられますと何%という表現もできませんが、利活用につきましては総務課とこれから真剣に検討してまいりたいと思います。以上です。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 同じ28、29ページ、16-1-1でございます。29ページに土地建物貸付収入120万9,000円、ここで計上していますけれども、昨年で106万9,000円プラスことし14万円になっていますけれども、貸し付け箇所がふえたのか、それとも単価が上がったのかお聞きします。

**総務課長** 金額に増減的なところではちょっとあれですけれども、ファミマ、各土地の建物の貸し付けですけれども、具体的にファミマ42万6,000円、マテリアル12万3,000円、定泉寺井戸1万5,000円、あと農村環境改善センターや生涯学習センター、BGセンターに置いておりますジュースの自販機の貸し付けということと、松岡縫製10万4,000円、郵便局の駐車場8万円と電柱の敷地なんですけれども、この辺、工事等々で変更があるということがあるかと思うんですけれども、あと、松原ドライブイン1万円ということでなっております。ただ、今当初で控えている分の予算の計上ですけれども、昨年度比較でいきますと今手持ちがなくてあれなんです、総計で120万9,000円という内容になってございます。

**1番** ただいまファミマ、お寺、いろいろ昨年の単価と単価は変わっていませんので詳細があれば後ほど結構ですのでお願いしたいと思います。

**総務課財政係長** 29年度の決算書によりますと、土地建物貸付収入につきましては127万5,409円の収入がございました。ですので、今回の当初予算につきましてはこの実績額に応じた形ということで、近づける形で増額ということで、個々の貸し付け料の増額ということではなく実績ベースに近づける形での増額ということで、財源を確保したということで理解いただければと思います。以上です。

**委員長** ほかにありませんか。



**4番** ちょうどページもいいようですので、その目の一番下の項目、同じページの同じ目、今のところ。ページか、29ページ。同じ箱の中の新雪国エコ環境住宅土地貸付収入48万円、4万円で12カ月分だと思えます。これは国交省事業での住宅整備したものだと思います。離接関係で屋根の雪を地下熱で解かす。事業上で今貸し付けをしているわけであるのか、もうその事業切れて、実験事業が切れているのか。データを取りしているのか、今でも。この事業がずっと延々とこのままの貸し付けなのか、住んでいる人からそこに提示してもらうために売却できるような買い取りしてもらえそうな時期が来るのか。

**町長** 今委員さんおっしゃられるとおりの国土交通省の補助事業による住宅を建てて、その融雪装置の研究をするということをやっている事業でございます。平成19年に建築して、それ以来貸し付けを行っておりますけれども、会計年度も会計検査の年度も過ぎているということでもありますので、今のところとしましては山形大学とデータをとる実験をやっておりましたけれども、現在はやっておりません。したがいました、委員の言われるとおりの、将来的にはその居住している方の希望があれば払い下げという方向でも考えられるのではないかと思いますので、その点については借り主の方と相談をさせていただきながらと考えているところでございます。

**4番** そこに入ることによって居住権というものがどういうふうが発生するか私も定かではないですけれども、約12年ぐらい、値段でいうと600万円近く払ったような計算になるわけです。その建物や何を国交省の事業上監査から外れている時期に来ているのであれば、住居者と相談しながら町の姿勢もあろうと思えますけれども、4万円支払っている分を延々ではなくあと四、五年、10年払ってもらったらあなたの土地にやります、ぜひ住み続けてくださいとかいう形の中で定住してもらえそうな方向で、買い取りに向けての協議もしていく時期ではなかろうかと思えますので、その検討をする考えは、改めて。

**町長** ご提案いただきましたので、しっかりとそのような方向で検討させていただきたいと思えます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** ページが28ページ、一般寄附金のふるさと納税の関係ですが、31年度においても3億円という予算計上のようにありますが、まず1つは3億円ということを達成するために返礼品の内訳といいますか米、サクランボ等とあるようでありますけれども、町としてどういう返礼品をどういうふうにして対応してこの3億円にしたいのかということと、30年度におけるふるさと納税については29年度で30年分を前払いしていただいたということで、差額等の支払いがあった関係で実際の歩どまりというのはなかなかわからなかったわけですが、今回31年度においては3割返礼というものが年間を通じて確定されるわけでありまして。そういったときにそれらを返礼するための諸経費等も全部省いた場合、3割返礼にした場合、何

割程度実質町に残るのか。前ですと5割返礼のときは30%強ぐらい残っていたのかという感じしておりますが、この辺についてお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 最初に返礼品ということでどのように考えているのかということでございますけれども、舟形町としては米が主力と考えてございます。それから季節ごとのサクランボであったり、昨年の実績を見ますとネマガリダケを提案していただいたということもございませし、いろいろと農産物の中でも返礼品として取り扱えるものは提案がございませるので、そういうものには応えていきたいと思ひます。さらに、いろいろと今特産品ということで開発をしているものであったり、また、水産ということで言えば鮎であったりというものをメニューとして掲げていきたいと思ひています。

もう一つは、平成30年度も行いましたけれども、災害があった地域へのお見舞いという形できずなを強くしていきたいということで、まずリピーターということにつながりを持っていきたい。こういった方々を大切にすることでふるさと納税の対象となる方々をまず確保していきたいということが1点です。さらに、31年度においては平成30年度8月に舟形町も被災したということがございまして、寄附金をいただいてございませ。こういった方々に災害復旧の状況などもお知らせしながら寄附をいただいた方々にお応えをしていきながら、ふるさと納税の確保に努めていきたいという施策になります。

それから返礼割合として3割ということで、実際に基金として残る目安ということでございませけれども、いろいろと調達価格ということとか手数料、現在においては送料の高騰という現実もございませ。こういったところを鑑みますと、想定の中では3割ぐらいが残るのではないかとございませ。以上でございませ。

**5番** 返礼品の数がなかなかない舟形町においては米が一番なのかなという感じはしませけれども、衛星を活用した舟形のこだわり米といひませかこれを今やっているわけです。この辺のところと、返礼の米のかかわりというのはどうなんでしょう。

**まちづくり課長** まずふるさと納税の商品ということで、数量を確保するということが大前提だと思ひませ。衛星を活用して作付をしていただいて米がとれるというものの確保ができたものに対して付加価値をつけたものをメニューとして上げていくということになるかと思ひませ。どれぐらいの数量が確保できるのか、こういったところを担当課とも調整しながら、またその衛生米の取り組みの進捗状況、こういったところも連携をとりながらメニューに上げる時期が来ましたらそのように対応していきたいと考えてございませ。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 32ページの町債の中でお伺ひしませ。32ページの町債の中の5目の商工費、右のほうに4件ほどございませが、この中でさばね山公園施設改修事業債120万円ございませ。この120万円というのは後ろの歳出で商工費で120万円工事費出てございませが、先ほど説明あった過疎

計画の中の鳥居の移転事業、これなんですか。これとのかかわりなんですか。そこを確認します。

**総務課財政係長** 過疎計画の中の鳥居移設事業と同一のものでございます。以上です。

**6番** この件については、前々からさまざま議論あったわけですが、過疎債を起こして町が負担をして鳥居を撤去する、移設するという事に決まったんでしょうか。

**総務課長** 昨年ですけれども、ご住職と話を進めてまいりました。さばね山、観光地ということもあり、また、先般の一般質問の中でも日本三大地蔵の一つということもあり、あの鳥居が上に上るまでの大型バスが通れないという支障を来しているという状況もあり、そういったところで町で移設をして撤去というか今の場所から別のところに移してご寄附いただいた人の思いも酌んだ上で対応していきたいということで今回の移設ということで今の管理している、町もそうですがさばね山別当のほうとも話をし、その方向で今回予算計上させていただいたということです。

**6番** 先ほど申し上げました、この件についてはさまざま前段があつて、議会に対してもこういう話が来ました。議会で何かその後文章を見たら議会がいいと言ったとか何とか文章書いてあつたようなこともあります。議会がかかわっておつて、議会に全然相談もなしで、はい、じゃあこれで移設しますよでは我々としても納得いかないところもあるし、この120万円というのは全額、その工事費全体の事業費なんですか。相手さん方が負担する部分はないんでしょうか。

**総務課長** 全額町負担で対応していくという考えであります。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**3番** 33ページ、雑入ですけれども、この中で下のほうから7行目ぐらいですか、交流センター光熱水費等負担金140万円になっています。昨年度から見れば10倍近くになっていると思うんですけれども、その内容をお伺いします。

**まちづくり課長** ご質問の交流センター光熱水費等負担金140万円ですが、長沢交流センターの光熱水費の負担金ということで、利用者からいただいている電気、それから水道料ということで負担金をいただいていることとございますけれども、冷暖房等でその設備を電気が主力になる冷暖房設備に変えたということがございまして、電気料が高騰してございます。当初の負担割合の中で電気料についてはその会社が入る以前の負担金ということで積算の根拠としてその会社が入る以前の料金3万455円、これを超えた部分について負担をしていただいております。この超えた部分の電気料については先ほど申し上げたとおり、冷暖房の設備が電気を熱源にするものになったことに伴ってふえたということとございます。また、30年度の予算においても補正で歳入について増額の補正を計上しているところでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** それではまた28、29ページの16-2-1不動産売り払い収入120万円、これはどこのことなのか質問いたします。

**総務課長** これについては内山の2カ所のうちの宅地の1カ所、分譲の1カ所分です。

**7番** 補正予算でも質問しましたがけれども、何回も私も現場見えていますけれども、この1カ所なり2カ所を売ることによって除雪には影響しないという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。そこら辺の検証とかは行っている。

**地域整備課長** ただいまの内山地区の宅造でございますが、これを売り払いした後に除雪についての支障はございません。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 26ページです。15-2-8市町村総合交付金、内容をわからないで聞いて申しわけございませんが、前年度までですと市町村総合交付金と雪対策総合交付金と区分されて入ってきていたようですが、1本で入ってきてその雪なりそちらに活用とか運用とかできるものなんでしょうか。

**総務課財政係長** 県の総合交付金のメニューについては毎年度変わるものでございまして、平成30年度についてはこれまで別個でありました雪対策総合交付金が30年度は1本にまとめられて交付となったところを鑑みまして、31年度当初予算についても同じような対応をさせていただいているところでございます。以上です。

**6番** 入ってくるのはいいですけども、使い方です。前まで雪とかと特定になっておったものを雪にだけしか使えなくなるとかそういうことでなければ、運用できるのであればいいかと思えますけれども、そのあたり、もう一回確認します。

**総務課財政係長** これまでのメニューに雪対策総合交付金に加わったという形で、ほかのメニューも残っておりますので、そういうことで計上をしております。以上です。

**委員長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。質疑、ありませんか。聞こえませんか。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。  
暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

---

午後2時27分 再開

**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般会計歳出について入ります。

第1款議会費の読み上げをお願いします。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**委員長** 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査します。

読み上げをお願いします。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**委員長** これより第2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

**6番** 42ページです。2-1-6、43ページの一番下でございしますが、地域おこし協力隊賃金208万3,000円計上してございしますが、多分1人分かと思いますが、今お一人ということで前回お伺いしたときには今公募をしているという話ですが、そのあたりの状況についてお伺いします。

**まちづくり課長** 現在の状況ということでございます。ホームページ上で募集をかけているということでございますけれども、現在のところ応募ということには至っていない現状でございます。以上です。

**6番** ホームページ見ていなくて大変申しわけございませんが、応募の条件とございますか、例えば今漁業にいる方のように何か特殊な技術を持った方とか、そういう応募の仕方をしている、応募の要件のようなものをわかればお伺いします。

**まちづくり課長** 現在のホームページ上に掲載している内容としては、加工品の販路拡大ということを一つの目的に掲げて、これら等を地域の中の活動とあわせて取り組んでいただける方を募集をしているということでございます。

**6番** 加工品の販路拡大の方ということだと、公募始まったわけではなくもう数年前からやっていますよね。副町長にお伺いします。この地域おこし協力隊のもう何年もなりますけれども、全県下見てどんな状況なんですか。大体他の市町村も減少とございますかそんな状況なんでしょうか。わかればお伺いします。

**副町長** 他市町村の状況を詳しく認識しているところではございませんけれども、幾つかお聞きしている中では最近なかなか手がいないというお話は承っております。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**4番** 44ページ、5ページの2-1-6の空き家対策事業300万円ありますけれども、今年度から予算が上がった関係で結構進捗したかなと、利用していただいたかなという思いで計画をはるかに超えて実績が調っておおと思います。しかしながら、支払いと補助金の支払い等に関しての件ですけれども、事業申請した後に解体工事して補助金申請する前に一旦業者に申

請者が全額支払って領収証をもらってからはお願いしますということをやらなければならない。でないと補助金は出せません、補助金を持ち逃げされる危険性があるからという言葉でありました。けれども、今解体しなければならない、けれども自己資金がない方が何とか少し借りてでも出すから解体したい、時期的に。そのときに自己資金部分借りてする人もいるかもしれないです、そういう感覚では。けれども一旦領収証もらわなければならないということは借りおこしを補助金分も借りなければならない。でないと領収証発行してもらえないわけです。というやり方ではなく、県国の事業での補助事業であればひとつの利息をつかない通帳をつくって、それに自己資金を入れる。町の補助金を入れて同日業者に支払うというやり方のような方法をとれないものかということについての意見を聞きたいと思います。

**危機管理室長** 現在のところではありますが、空き家につきましては町内の方ではなく町外、県外の方が多くいらっしゃいます。前任から聞いたところによりますと、支払いの関係でということがありまして業者に支払った後の実績報告を持って補助金の交付と聞いております。今後につきましては上司と相談させていただきたいと思います。

**4番** 個人名までは申しませんが、駆け込み需要で昨年度解体した物件が業者積が主に300万円ほどでした。確かに町から中のごみ処分量は個人持ちで作業上附帯する車庫並びに小屋の作業料で最大で150万円出るわけですが、150万円出ないにしても200数十万自己資金に対して上乗せをして払う。けれども、300万円近いものを一旦払ってからそれを領収証を持っていないと出せませんという形で解体した人たちはそういうやり方でもできないのだろうかという相談を受けたところです。これからも恐らくそういう相談があろうかと思えます。できればそういう形、県内外いるかと思えます、法定相続人の方々が。できれば町内の方、在住の中で確認できる範囲で絶対安全だという言葉を使っているのかわからないんだけど、もう少し支払いの補助金の算出出し方、支払いでの承諾の仕方ということをもっと検討していただいて、なおかつ利用しやすいやり方を解体後の支払いについても利用しやすいやり方を検討していただきたいと思います。

**町長** ご指摘は承りましたが、大事な税金を使うわけですので、また、町の制度的には大変優遇されているものだと思います。そういった観点から言って、担保するものは担保しなければならないと思いますので、その点については今のところ検討をするというところまでには至っておりませんが、今後そういった声があるのであればということなんですが、今のところ町としましては従来額の緩和とか条件の緩和をしたことが最大限の努力ということですので、とりあえずその点については現在の同じようなシステムで行かせていただきたいと思います。

**4番** 町長の考えはわかりました。しかしながら、県も国も補助事業の支払いのやり方については、私が言ったような自己資金を用意して補助金を用意して一括で納入するというやり方、

決済をしている上のやり方があります。条例が上から降りてきたものを町で変えるではないけれども、支払い方法を補助金の拠出の仕方も今後しっかり検討してよりよく利用していただけるような方向性、利用しやすい方向性を検討していただきたい。

**町長** ご指摘は、先ほども申し上げたとおり賜りましたけれども、国県の補助事業で大々的にする事業とはこの事業の性格上違うのではないかと思います。そういった中で、本来は個人で除却なりをしなければならぬというものに対して町で支援をしているということでもありますので、その点についても町の最大限その方に対して支援をしているということでもありますので、そのした結果について補助金を出すというのが当然のことなのかと思います。今後の状況を見て、それらについて必要性があれば検討を進めてまいりたいと思います。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**1番** 44ページ、2-1-7企画開発費の中で45ページ、企画開発事業、ここで講師謝礼ということで50万円計上してございます。大変いい講師なのかと思います。内容をお聞きしたいと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午後2時40分 休憩

---

午後2時40分 再開

**委員長** 休憩前に戻り開会します。

**まちづくり課長** 企画開発事業の講師謝礼50万円の内容でございますけれども、地方創生事業の中で世田谷区で主体的に取り組んでいる自治体間連携フォーラムという組織がございまして、こちらの全国規模の大会がことし31年度、舟形町を会場に開催される予定で計画されてございます。まだ時期的なものとしては秋ごろということで、今準備を進めているところでございますけれども、このフォーラムの中で講師を呼んで開催していきたいということで計画しているものの講師でございます。以上です。

**1番** 何か大きい大会のようなんですけれども、そちらからの補助とかはこれに入りますか。

**まちづくり課長** 補助等はございませんけれども、主体となっている世田谷区の事務方と連携をとって講師も選定ということでございますけれども、具体的なところは今後詰めていくということでございます。以上です。

**1番** そうすると、アバウト的に50万円をとっているということの理解でよろしいでしょうか。

**まちづくり課長** 想定される事業ということで、講演会ということも含めて開催できればということでの予算措置でございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** ページ、40ページです。2-1-4会計管理費。右のほうに会計管理事業で指定金融機関

の手数料313万9,000円計上してございます。前年度から見ますと約倍になってございますが、この積算根拠をお伺いします。

**会計管理者** ただいまの質問についてお答えいたします。指定金融機関の取り扱い手数料が倍近くになっているということでございます。内容につきましては、ただいま現在舟形町ではもがみ中央農協さんを指定してございまして、公金の収納支出を行っていただいているわけなんですけれども、ご承知のとおり、昨年4月に3農協が合併いたしましてもがみ中央農協が発足しまして、以前独自で行っていました派出条件、あと金額等を統一していただきたいという依頼がありました。内容的には派出手数料の増額と発出条件、時間等の統一、最上郡内5町村での統一化をお願いしたいということの申し入れがありました。昨年来から価格交渉等を行いまして、派出経費的なことを勘案してもがみ中央農協さんと5市町村で価格交渉と勤務条件の交渉等を行った結果、この金額ということで来年もしていただけるということでお話がされてこういう結果になりました。以上です。

**6番** 統一化はよろしいんですが、この313万9,000円というこの、何で313万9,000円になったかということをお伺いしたいんですが。

**会計管理者** 313万9,000円の内訳でございまして、農協さんから職員が1名派出されております。その金額について消費税抜きで200万円、あと収納手数料、1件当たりの収納手数料につきましては今までは農協さんへの支払い手数料の中に含まれてございまして、それをその分を農協さんで負担していたわけなんですけれども、それも別個にしていきたいということで、その分110万円ほどになりまして、合計しましてこのような金額になっております。

**6番** 1名の職員の派遣というのは前からここにおりましたよね。200万円なんですか。前からおって、今まで130万円ですよ。この1件、振りかえ収納手数料というのは合併したことによって収納件数がふえているんですか。

**会計管理者** 収納件数については前とほぼ横ばいなんですけれども、実際平成30年度につきましては100万円プラス消費税で全ての業務を行っていただいていたわけなんですけれども、派出経費が合わないという交渉であります。実際、100万円では農協さんでできないというお話がありまして、今回5町村に実態にあった実費分について料金をお願いしたいということでの交渉でした。

**町長** 若干補足させていただきたいと思っております。昨年の100万円につきましては、もがみ中央さんが合併する際に舟形町の価格、大蔵村さんと鮭川さんと戸沢さんの価格、それから真室川の価格というのがそれぞれ真室川農協さん、それからみどり農協さんでしたかの価格が違ったものですからぜひ統一をしてほしいということで4月1日からということで昨年お願いをしたんですが、その統一が図られなかったということで29年度はもっと高かったと思うんですが、昨年については統一をするまでに下げてほしいということで昨年はちょっと下げてい



いただいた金額が100万円プラス消費税という価格でありました。今年度、5つの町村長が組合長のほうに要望に行きまして、統一と安価なほうをお願いをしたいということでしたんですが、最初もがみ中央さんで提出された価格が高過ぎたものですから、その点については5町村では納得できないということで交渉をさせていただいた上で、1件当たりの単価とそれから1人当たりの拠出される基本的な派遣される人件費について統一化を図ったということでもあります。したがって、昨年から比べると物すごく高くなっているんですが、大蔵村さんなどは75万円から300万円台まで上がる。ただ、大蔵さんは余りにも高くなるので派遣は要らないというシステムにするということでありましたけれども、そういったことで今までばらばらだった単価を今回改めて統一をさせていただいたために少しといいますかかなり金額が上がったということで、今年度はこのような形での統一した単価ということになるようでございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

皆さんにお諮りします。まだ、たくさんあります。1番と2番と、まだある。

では、本日の審査はここまでとします。

あすは午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時50分 散会

平成 31 年 3 月 11 日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第 2 日目）

平成31年予算審査特別委員会第2日目

平成31年3月11日（月）

---

出席委員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課課長補佐	曾根田 健
副町長 庄 司 雅 人	住民税務課課長補佐	大 場 正 江
総務課長 伊藤 幸 一	住民税務課課長補佐	大 場 君 博
まちづくり課長 小野 芳 喜	住民税務課主事	松 原 峻
健康福祉課長 叶内 範 夫	健康福祉課課長補佐	沼 澤 伸 一
住民税務課長 須 貝 孝 子	健康福祉課課長補佐	高 橋 真 澄
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課課長補佐	森 祐 子
農業振興課長 伊藤 誠 宏	健康福祉課主査	東 村 貴 恵
会計管理者 相 馬 昇	農業振興課課長補佐	斎藤 雅 博
危機管理室長 伊藤 茂 樹	地域整備課課長補佐	伊藤 秀 樹
教 育 長 齊 藤 涉	地域整備課課長補佐	伊藤 英 一
教 育 課 長 八 歙 照 光	地域整備課課長補佐	相 馬 広 志
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	教育課課長補佐	鍛 冶 紀 邦
総務課課長補佐 沼 澤 一 征	教育課課長補佐	沼 澤 豊 通
総務課課長補佐 佐 藤 仁		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一	主 事	伊藤 優
---------------	-----	------

---

本日の会議に付した事件

議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について

議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時00分 再開

**委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから平成31年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

---

**議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**委員長** 第2款総務費、質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番** 40ページ、41ページ、ふながた応援事業とありますけれども、この内容をお聞かせください。

**まちづくり課長** ご質問のふながた応援事業でございますけれども、まず、主体としましては、東京友の会、舟形町出身の方で構成している方々に対して、今年度、平成31年度、ふるさと訪問というふうなことで、東京近辺の方で構成する新庄最上地域の方々が訪問をしてくるわけなんですけれども、その方々の受け入れの当番が舟形町というふうなことで、8年に一遍迎える年となっております。それから、舟形のほうから東京のほうに出向いていく事業がございまして、舟形町民祭りというふうなことで、東京都内で総会が開催されてございます。こちらのほうが50周年を迎えるというふうなことで、それぞれ記念の年を迎えるというふうなことでこのような事業になってございます。以上です。

**2番** そうしますと、8年に1回というのは輪番制みたいに、8市町村の中で回ってくることで舟形の番だという理解だと思います。そのためにまず若あゆ温泉のあそこを会場として、使用するというお話でしたが、それにも活用することによろしいでしょうか。

**まちづくり課長** はい、若あゆ温泉の大広間を会場にして、お迎えをしたいというふうな計画のもとに、整備しているというふうなことで、ご指摘のとおりでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑はありますか。

**3番** 52ページ、53ページです。2-1-19、53ページの一番下の段に、工事請負費1,033万9,000円ありますけれども、工事内容をお伺いします。

**まちづくり課長** ご質問の地域交流センター管理事業の工事請負費の内容でございますけれど、富長交流センターの屋根のふきかえ工事を計画している予算を計上となっております。平成30年度、塗装というふうなことで考えてございましたけれども、見直しをして、平成31年度に実施するというふうな計画で計上したものでございます。以上です。

**3番** これは体育館のほうの屋根のふきかえというふうなことですか。時期はいつごろを予定しておりますか。

**まちづくり課長** ふきかえというふうなことで、屋根を剥がす工事になるかというふうに思いま

す。早期の発注に心がけていきたいというふうに考えてございます。以上です。

**3番** 体育館と校舎側、校舎側は去年、おとしですか、塗装工事をしましたけれども、そうすると校舎側のほうはふきかえはしなくとも大丈夫だと、こういうふうな考えでしょうか。

**まちづくり課長** 現在のところは、平成29年に塗装を施しているというふうなことでございますので、まずは経過を見ていきたいというふうに考えてございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** 50ページ、51ページ、2の1の15、定住推進事業の中の危険ブロック塀等撤去費補助金120万円とありますが、これは建築業組合ですか、点検していただいて、この危険な個所を抽出して、平成31年度にこれら危険な個所、ブロック塀の危険な個所等について、その該当者の方をお願いをしながら、撤去していくというふうなことへの補助金というふうなことでございますけれども、その該当になった方々への働きかけとございますか、強制的に撤去をしてくださいというのか、はたまたするしないは個人の負担もあるわけですから、その人の判断で行うのか、その辺について、町としてどういうふうな働きかけをしていくのか、もう少し具体的な内容をお聞きしたいと思います。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、平成31年度、危険ブロックの撤去費補助事業ということで、新たに取り組むわけなんですけど、町としましては、まずは早々に広報並びにチラシ等で周知を行いたいと思います。一昨年、点検は建設業協会の皆様からご協力を得て、既に済んでおりますので、周知をしまして働きかけます。さらに、その補助事業に取り組む件につきましては、個人の判断でございますが、町としましては、このような状態であるよということも周知しながら、特に危険な状況にあるブロック塀の所有者については、そこら辺を周知しながら、していきたいと考えております。以上でございます。

**5番** もしその周知というか、していくのはわかるんですけども、どこまで行政として強制力を持ってやれるのかなど。要するに自己負担もあるわけなので、それに対応できない方もおるのかなというようにところを考えると、非常に難しいような感じもするわけですが、そういったところで、町として本当に強力でやろうとしているのか、それとも補助金は取ったものの、あくまでもするしないはその人の判断に従わざるを得ないということなのか、もう一度回答をお願いしたいと思います。

**地域整備課長** あくまでもやっぱり個人の判断ではありますが、特に道路沿いのブロック塀であったり、そういうものに関しては、町のほうでも補助については3分の2という高額な補助にもしておりますし、働きかけてまいりたいと思います。以上でございます。

**5番** その働きかけの際に、この町内会とか、民生児童委員という方々がかかわるということはあるんでしょうかないんでしょうか。

**地域整備課長** 補助金の申請等に例えば同意書であったり、そういうのは提出するというような

形には要件の中に定まっておりません。しかしながら、町としまして、その塀は本当に子供たちが通る通学路であったり、いろいろな形で危険であれば、町内会長並びに民生児童委員の方々からも聞き取りをしながらやってまいりたいと思っております。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**4番** 同じ項目で質問します。個人の計画、要は予定の予算を組むことが一番先決かと思いますがけれども、これは単年度の事業です。でも、ことしどうしてもできないと、来年、再来年度、いずれはしたいというような考えでやりたいというその該当者に対して、どういうふうに通知するのか。

**地域整備課長** 事業そのものは単年度で考えております。しかしながら、社総交、国の交付金、社総交のお金を財源としていただいている部分もございます。その制度については、まだ引き続き社総交、防災安全というメニューの中ではあると思っておりますので、今のところは単年度で考えておりますが、今後、来年度以降もやっぱりブロック塀の解体が進まなければ、どうするかは今後上司とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

**4番** 該当者に周知した上で、ことしが撤去できない件数を確認して、それでもやっぱりやらなければいけないと思っておりますので、来年以降もこの事業を存続させる可能性があるということなんですか。それとも今回通知するところは、単年度の事業、ことし限りの事業ですというふうに通知をするわけですか。

**地域整備課長** まずはその危険なブロック塀をお持ちの方々に、まずは周知することが大前提であります。それでもってやっぱり予算の都合も申請者の皆様もあると思っておりますが、ご理解をいただきながら、まずはしていただく。それで、先ほども言いましたが、どうしても次年度以降にずれ込むような方々については、またいろいろと検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

**4番** 東日本大震災からことしで8年目です。ちょうどきょうです。いつ地震が来るかわかりません。やっぱり痛ましい事故も起きております。ぜひ町民の安全のために、こういう事業で、全部危険なブロック塀が撤去されることを願いたいと思っております。

ちなみにこの前の説明会のときに、件数を聞いてメモするのを忘れたんで、対象になる危険ブロックの箇所数を伺います。

**地域整備課長** 箇所数であります。ちょっと今手持ちに資料がございません。確かに前回の説明の中では何カ所という数字は出したと思っておりますので、ちょっと今お答えすることができないんですが、よろしいですか。

**委員長** じゃあ後ほど整備課長、出すんですか。件数等、後ほど出すんですか。

**地域整備課長** じゃあ後ほど、言葉でよろしいですか。じゃあ後で委員のほうにご説明します。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

1番 2-1-15、50、51ページでございます。15の定住促進事業費ということで、51ページのこれは2婚活推進事業の中で、婚活奨励補助金で、昨年40万円計上していましたが、今回1万5,000円、大幅に減額されています。この内容をお願いします。

まちづくり課長 今回、減額というふうなことでございますけれども、この内容に関しましては、まず、県と連携して、山形出会いサポートセンターで行っているいろいろな事業に加わった方々への補助をしていくというふうなことでございます。事業に関してはなかなか参加者が少ないというふうな、町内の参加者が少ないというふうなこともございまして、参加を促すというふうなことよりは、ほかの事業というふうなところでできるだけ積極的に参加をしていくというふうなことでの事業内容になってございます。舟形町でいろいろなイベントを仕掛けていくというふうな内容については縮小傾向に考えてございます。以上です。

1番 ちなみにこの補助金1人当たり幾ら補助を出していました。

まちづくり課長 1人当たり5,000円というふうなことで考えてございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

6番 今ちょうどページを開いているので、同じページ、50、51ページでございます。2-1-15定住推進事業費の中で、右のほうの先ほど危険ブロックの上の民間賃貸共同住宅建設等支援補助金、これにつきましては、平成30年の補正でも減額ということで、成約に至らなかったということでございますが、先般説明もあったかと思いますが、成約に至らない一番ネックになっているのは何なんでしょうか。そして、また、今回こう成約になっていないにもかかわらず、これ当初予算を上げているわけでございますが、そのあたり、どのあたりに原因があるのかお伺いします。

地域整備課長 民間賃貸住宅等の建設支援補助金でございますが、昨年度平成30年度から新設された事業でございます。一昨年、3月の補正でも減額しておりますが、申請者がおらず、事業の実施には至りませんでした。その要因としましては、やっぱり建築費補助、建築に係るだけの補助金だったものですから、土地の購入であったり、そういう部分については、補助の該当にしておりませんでした。なお、1棟につき5戸以上の戸数を有するものという条件もつけておりました。そこら辺がやっぱり原因だったのかなと思っているところでございます。以上です。

6番 今課長の答弁あったその今年度平成31年度のその要件の中で、今あった5戸から2戸にしたり、土地の購入を3分の1補助したり、さまざま手を尽くしておりますが、この辺がネック、要因ではなかったかなと今、想像の課長の答弁でございますが、実際にその相手方とその業者の方と話をして、このあたりがちょっと土地が高いからだめなんだよと、そのあたりははっきりした断られた理由といたしますか、それがはっきりしているんでしょうか。そのあたり、ちょっと分析して対応しなければ、何回1,000万円計上しても全然進まない話じゃないか



など思うので、そのあたりもっと深く追求して、精査する必要があるんじゃないかなと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

**地域整備課長** 今、斎藤委員、おっしゃるとおりでございますが、今回、3分の1、土地の購入費にも補助することであったり、5戸から2戸に変更した点につきましては、業者さん、一昨年いろいろ相談した業者さん、数社おります。そんな中でこういう意見が出ましたので、やっぱりそこら辺をクリアすれば、何とかやってみたいという業者もおりましたので、そこら辺をいろいろ鑑みながら、今回はそのような制度に変えてみたところです。

なお、3月に入ってから来年度の事業はどうなんですかという問い合わせもいただいております。町としましては期待を込めながら、来年度ぜひとも事業を実施していただきたいなと思っているところでございます。以上です。

**6番** 何か先の明るいような話で大変結構だと思いますが、この土地の問題なんですが、8款で土地を造成しますよね。15区画ほど、あのあたりとの抱き合わせといいますか、もしあれだったら3分の1補助ですが、あそこに無償で建てていただくとか、そういうあたりの考えはないのでしょうか。町長に伺います。

**町長** 現在のところの宅地造成地につきましては、子育て支援住宅からの退去者を念頭に造成するというふうなことで今考えておまして、この民間アパートの件については、今のところその予定はございません。ただ、民間アパートの建てていただけるような業者さんといろいろお話をしたときに、土地がないというようなお話も伺っておりますので、そういったときには、そういった面も含めながら、本当に建てられるのかどうかも含めて検討させていただければというふうに思います。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** それでは、次のページの52ページ、2款1項16の53ページのデマンド乗り合いタクシー運行補助金、去年は1,150万円ほどとっていたようですけども、補正で490万円を加味して780万円という予算をとったというふうに思っておりますけれども、ここの1年やってみて、改善点が出て、そこを補正して、改善点を改善して、上げた予算だというふうに思います。どの点を改善して利用者促進につなげようとして予算をつけたのか質問をいたします。

**まちづくり課長** 間もなく1年を経過しようとする時期でございますけれども、このたび、当初予算の計上に際しましては、まず平成30年度の実績を見越して予算を計上したというふうなところでございます。平成30年度中に始まった事業というふうなこともございまして、まだまだ周知が足りないというふうなことが大きな課題だというふうに思っております。今回の文書配達のほうにも改めて利用の手引きを全戸配布させていただいたところでございまして、さらなる利用の周知に努めていきたいというふうなことでございます。以上です。

**7番** あんまりよく答えられていないんですけども、どういう改善点をしたかという質問だっ

たんですけれども、周知が足りないので利用の手引きをしたというのは去年と同じようなことですね。だから、その内容を聞いているわけです。内容を。つまり去年は周知の徹底が図られなかったから、また周知なり、利用の手引くなり発行しようということになったと思うんですけれども、利用を促進してもらうために、去年とはどういう内容を変えて利用を促進させようと、こうしているのか。ということを知りたいわけです。1つは、ハード的に言えばデマンドタクシーの補助金を出して、何か格好いい車を買う予定ですよ。そういう処置をしたわけです。そういう答弁が欲しいわけです。ですから、もっと具体的な利用促進につなげる施策を今回の予算でどういう措置をとったのかということを知りたいんです。

**まちづくり課長** 回答のほう質問の趣旨に沿わないということで、大変申しわけございません。今回ご指摘のとおり、利用拡大というふうなことも含めまして、また、住民のニーズに事業主体のタクシーさんのほうで取り組んでもらえるようにというふうなことで、車両の購入を予定したいというふうな要望がございましたので、こちらのほうに町のほうとして支援をしながら、利用者の拡大であったり、事業主の経営意欲であったりというふうなことでつなげていきたいというふうな改善点になります。以上でございます。

**7番** なかなか思った答弁をしてくださらないんですけれども、1つはユニバーサルデザインというスライドドアの車を導入したというのは、一歩前進、二歩も前進したことだと思います。これに乗りたくて乗るという方が東京駅では結構いるそうです。この車を、車両を選んで、乗りたいと言って乗ってくる方がいらっしゃるそうなので、こういった車を導入することは一ついいことだと思います。

もう一つは、去年私が聞いている苦情というんですかね、改善点としては、やはり予約の時間が早過ぎると、5時ですよ。ことしも5時のようです。これ5時10分ぐらいに電話した方が10分違うだけなのに、普通料金を取られてしまったという苦情を聞いています、私は。さらに帰りの時間、これが医者に例えば新庄駅に行って、早目に行った人はもう11時50分発、2時間やそこら待たなくちゃならないという声もありました。ですので、そういったハードの面での車導入はいいんですけれども、ソフト、運用するためのそういう時間の見直しとか、最後に乗ってくる時間の見直しとか、そういうソフトの面での改善点があったのかなというところが本当は聞きたかったわけです。今からでも遅くないです。この5時までの予約とか、帰りの時間の使い勝手の悪さとか、そういった点を改善していく気はあるのか質問いたします。

**まちづくり課長** 委員、ご指摘のとおり、まだまだ住民の方々からすれば思うような時間帯に運行できないというふうな課題は多くございます。ただ、どうしてもマンパワーであったりとか、このデマンドタクシーの運行のシステム上というふうなところがございまして、それに応えられないというふうなところが現状かなというふうに思います。

また、予約の事務に関しましても、なかなか体制的に困難なところもあるというふうなことで、次の運行のために5時までというふうなところを守っていただきながら、運行する予定を職員のほうと運行経路というふうなことを確認するためにも、5時というふうなところでやっぱり区切らないと、次の日の運行に支障が来すというふうなことも住民の方々にもご理解をいただきながら、まずはこの時間帯で、この5時までというふうな予約というふうなところをぜひご理解をいただきながら進めていきたいというふうなところで、なかなか改善に結びつかないというふうなところはございますけれども、ご承知おきいただきたいというふうに思います。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 同じ款項目です。今、このデマンドの関係ですが、ちょっと今佐藤さんとあれがちょっと食い違っているんじゃないかと思います。まだこれは買っていませんよ、このユニバーサルは。これは会社側のほうでこういうのを購入したいということで予算を計上しただけの話ですよ。実際にもう買いたいということで、もうそういう意思が固いということなんですよね。それで補助を出すと。この車、私、幾らするかわかりませんが、これをこっちで町側で買って、貸与という考えはないですか。補正予算のときに、私、話をしましたけれども、かなり会社側で運営が厳しくなっているという状況も話がありました。そんな意味で、またこれを向こう側に補助があるにせよ、向こうに負担をかけて、向こうでまた車検なり、整備なりの費用をかけてまで、やられるということで、希望しているかと思いますが、そのあたりのその考えはないのかお伺いします。

**まちづくり課長** まず、ユニバーサルデザイン車の購入に関しては、そういうふうな計画をしたというふうなことで、今後、予算のほうと購入について詰めていくというふうなことでございますので、既に決まっているというふうなことではございません。ご指摘のとおりでございます。

町のほうで購入してというふうなことにしましては、今のところ考えてございません。まずはほかの商工業の活力アップ事業のほうでも、例えば移動販売車の購入に関しましては、町のほうで上限で200万円まで補助するというふうな制度との整合性であったりとか、そういうふうな会社側の自助努力というふうなものをやはり引き出していきたいというふうなことが1点と、もう一つとしましては、いろいろとこのデマンドの運行に際して85%の補助があるというふうなことで、運行を広げれば、収入のほうも広がってくるというふうなこともございますので、まずは町のほうでの対応というふうなところまでは考えていないというふうな現状でございます。以上です。

**6番** 先般の補正のときも話しましたが、平成30年度は試行ということでどれくらいそのデマンドで経営が、売り上げが上がるかわからなかったということで、当初の町営バスと同じよ

うな1,100万円ほどの予算を計上して、実際蓋をあけてみたら400万円程度だったということで、会社側からすればかなり厳しい経営状況だと。今回の予算計上も単純にこの1,100万円、前々年度出した。それから補正で700万円削って400万円だったので、今回が実績見通しといえますか、その見込んで700万円の計上でございますが、私、この700万円はちょっと高いんじゃないかな、今回のスタートをしてあの程度の売り上げしかなかった、あのぐらいしかなかったということで、700万円と言えば、大体町営バスで走っておったところと近い数字かと思えますけれども、かなり厳しいんじゃないかなと。先ほど7番委員のほうからもありました。さまざま手を尽くしてはいると思うんですが、何かもう一步踏み込んでいかないと、これもちょっと余り成功しないといえますか、ちょっと失礼ですが、そういうふうになってしまうんじゃないかなと思っておるところです。

あわせて、先ほどのバスの購入についても、ユニバーサルデザインの車の購入にしても、また負担をかけるのであれば、会社側でもかなり厳しくなるのではないかなと思って、そういうような質問をしたわけでございますが、乗る方が減っていると言えばそれまでですけども、もう一步踏み込んだ、先ほどの7番と重複しますが、今後何か考えていかなければ、この事業がとまってしまうのではないかなと心配しているところでございますので、そのあたり何か描いている改善策ございましたら、町長のほうから一言答弁をお願いします。

**町長** このデマンドが発足したそもそもの理由というのは、1番委員からの質問もございましたけれども、長沢地区の方々がバスの停留所にも行けないんだというようなお話の中で、じゃあ総合的にどうしたらいいかというふうなことで、堀内方面から行っている乗り合い型タクシーというふうなものを活用する形で広げる形でデマンド型乗り合いタクシーというふうなことでなったわけです。町営バスと違って、メリッ的には玄関先まで行くというふうなことが唯一メリットなわけです。逆に言うと、こういった玄関先までタクシーが迎えに行くというふうなことになりますと、星川タクシーさんの本業の妨害にもなるというふうなところもあります。そういった意味合いをしっかりと見きわめながら、しかしながら星川タクーさんのほうからのご協力もいただきながらというふうなことでやらざるを得ないと。したがって、6番委員のおっしゃるとおり、好きな時間に帰ってこられたり、好きな時間帯で帰ってこれるというふうなことになりますと、これはもうタクシーとしての運行業務になりますので、それはもう違うというふうなことが大原則としてあります。

ただ、6番委員がおっしゃられるとおおり、使い勝手の協議については、星川タクシーさんのほうといろいろと協議をしていかなければいけないというふうに思っております。そういったその性格上、さらには星川タクシーさんの本業というふうなところの兼ね合いを見ながらやっていかなければいけないと。ユニバーサルデザインのタクシーについてもデマンドのタクシーだけで使うというふうなことではないというふうなこともございまして、補助金とい

うふうな形にもさせていただいておりますので、そういった包括的な考え方の中で、町のほうでは補助金を出していくというふうなことであります。

いずれにしても、星川タクシーさんとよく話をしながら、協力体制をつくっていかないと、できない公共交通の体制でございますので、しっかりとこれからも話をしていきたいというふうに思っております。

**6番** 私もやっぱり町営バス、空バス走っているよりはデマンドのほうで集客していったほうがよろしいかと思ってこれまでずっと話をしてきたわけでございますが、やっぱりこのデマンドで一番ネックなのが、さっき7番委員からもありました電話することだと思っておりますよ。これを利用しているのが高齢者の方であって、5時まで電話を予約するというのが一番ネックであって、今まで町営バスですと、ここに立っていれば、バスが来てこう拾ってもらおうということで、一番簡単なわけだったので、そういうことから考えれば、利用者から見ればそれが一番ネックであって、バスあったほうがよかったなという方も聞こえております。

ちょっと話がそれますが、私は町営バスのことで一般質問をしたばかりに、町営バスがなくなったのは斎藤議員だといううわさが町内で広まっているようで、こういうことがあるので、できるだけこのデマンドを乗りやすいように、みんなが利用しやすいようにしていただきたいという思いでございますので、よろしくをお願いします。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** 2-1-1、38、39ページの顧問弁護業務委託料73万6,000円ありますけれども、この算出根拠といたしますか、どういうふうな形で支払うのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**総務課長** 一応町のほうでいろいろな訴訟にかかわるようなことを想定しまして、弁護士さんのほうにお話をして、その上で見積もりをいただき、設定をさせていただいたというふうになっています。

**委員長** 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

---

午前10時38分 再開

**委員長** 再開します。

**総務課長** 単価的なものではなくて、年間顧問料というような形で弁護士さんのほうから金額を設定をいただいています。

**5番** 相談内容は毎年、年度年度によって違うと思いますが、平成30年度ではじゃあどういふような相談があったのかちょっと詳細までは必要ありませんけれども、こういった内容だといふようなところを教えてくださいたいと思います。

**総務課長** 内容は言えませんが、土地の所有関係の関連です。

**5番** かなり守秘義務的な問題があって難しいとは思いますが、要はやっぱりいろいろな問題がこれから多発してくることを考えると、顧問弁護士はぜひとも私は必要だと思いますが、やっぱり専門的な部分になればやっぱり専門的な分野の方に相談するのが一番近道だと思いますので、どんどん活用して、早期の解決していただけるように活用をお願いしたいなというふうなところですか。以上です。

**委員長** ほかに。

**7番** それでは、46ページ、2款1項7目、47ページの再生可能エネルギー設備等導入推進事業の修繕料、去年なくて、ことし117万8,000円上げておりますので、この修繕内容について質問いたします。

**まちづくり課長** エコ住宅のほうの融雪装置がふぐあいをちょっと起こしてございまして、こちらを平成31年度予算で修繕する予定で計上したものでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**10番** それでは、47ページですけれども、企画開発費の中で、最上広域コア学園の財政支援負担金あります。ことしは54万円の予算のようですけれども、若干毎年違うようですが、この算出の根拠といたしますか、あったらお願いしたいと思います。

**町長** 最上広域コア学園のほうにつきましては、前の新庄コンピューター専門学校として設立したその後30年近く経過しております、施設の修繕が必要だというふうなことで、その修繕にかかわる最上8市町村でその分を負担しようというふうなことで今回舟形町分として54万円の要求といたしますか、負担分というふうなことで計上させていただいております。

**10番** 今町長の答弁ですと、ことしの分ということですが、毎年大体似たような金額がありますよね。これは全部例えば何年度で、修繕費の負担分でしたけっか、どっちにしてもいいですけれども、ある程度この負担を多くの負担をしている以上は、その経営状況といたしますか、それをきちんと把握しておく必要があるというふうに思うんですけれども、これは学園の経営状況報告等は毎年受けているのでしょうか。

**町長** はい、毎年総会等々がございまして、そのことにつきましては、最上広域の理事会のほうでも報告がなされております。

**委員長** 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時43分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**町長** この中に財政支援の分というか、運営の分も含みというふうなことであります。

**10番** 財政支援分を含んでいるということは、通常の負担というのはどのくらいありますか。

**町長** 昨年の決算ベースで40万7,000円だそうです。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** 44ページの2-1-6の45ページの集落支援員事業で、集落支援員の賃金が414万7,000円とっておりますが、現在のところ長沢と、あと堀内出張所のほうにいて、長沢地区、富長地区、堀内地区は、集落支援員がおりますが、この舟形学区内の集落支援員というのは今現在おるのでしょうか。

**まちづくり課長** 支援員の体制で区分としてですけれども、富長、それから堀内地区ということで、堀内出張所で勤務している方が担っていただいていると。長沢の生涯学習センターのほうで勤務している担当のほうで長沢地区と舟形地区を担当していただくというふうなことで、事務的には進めているところでございます。以上です。

**5番** 舟形学区にはおるんですかというようにところを聞いておったんです。

**まちづくり課長** 舟形学区というふうなことで専任では置いてございません。ということで、長沢の生涯学習センターにいる職員のほうで長沢学区のほうと舟形学区のほうも受け持っていたいただいているというふうなことでございます。

**5番** 今回、住民主体の地域づくりですか、そのほうでかなり今後力を入れていく中で、学区単位になってくるところも強化していくというふうなところを考えると、この舟形にいる人間が、間違っ、長沢にいる方が舟形学区のところまで見るというのは、どうなんだと、今、じゃあ舟形学区の町内会の方々はいろいろな面で長沢に行って相談をしているというふうな形の体制はできているのでしょうか。

**まちづくり課長** 今の体制の中で対応していただいているというふうに理解してございます。ただ、常時対応できるのかというふうなことにつきましては、地域に出たりというふうなこともございますので、事前に電話をいただきながら、対応しているというふうなことでございます。さらに、舟形学区の方々につきましては、町役場のほうが機能的に近いというふうなこともございまして、相談事に関しましては担当のほうに直接来ていただいているというふうなことが現実的に多いのかなというふうなことでございます。まず、長沢のほうでも舟形の学区のほうを担当するというふうなことで進めているところでございます。以上です。

**委員長** 3回目。ほかにありませんか。

**1番** 46、47、2-1-7、47ページの舟形町総合発展計画策定事業ということで、今回新規の事業ですけれども、総合発展計画策定委員の報酬30万円計上しています。何名を予定しているのでしょうか。

**まちづくり課長** 予算編成で平成31年度に委員を委嘱したい考えとしましては、10人を予定して当初予算を計上しているというふうなことで、5回の会議を持ちたいというふうな計画でござ

ざいます。以上です。

**1番** いろいろな組織があると思いますけれども、例えば、全くの個人とか、そういう人選に当たっては組織をつかさどる長とか、いろいろあると思いますけれども、どういう方を予定しますか。

**まちづくり課長** 当初予算編成時の考えとしましては、農業、商工業、教育、女性、子育て、町内会、若者、高齢者、学識経験者、その他というふうな、まずは素案というふうなところで、10名というふうなことを想定して予算を計上したところでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**3番** 54、55ページ、2-1-20ふるさとづくり応援事業費、55ページのほうに寄附者交流事業委託料175万円計上になっておりますけれども、この交流事業の内容をお伺いします。

**まちづくり課長** ご質問の寄附者交流事業というふうなことでございますけれども、平成30年度8月に舟形町も豪雨に見舞われたというふうなことがございまして、寄附を募ったところ、87名の方から163万円ほど、1月の22日現在ですけれども、こういうふうな寄附をいただいております。こういった方々を対象にしまして、復興の状況であったりとかというふうなことを都内のほうで報告会を開催をして、さらにふるさと納税の寄附者につなげていきたいというふうなことでお礼を兼ねてさらに舟形町のふるさと納税の広がり期待していきたいというふうなことで考えているところでございます。内容は以上でございます。

**3番** そうするとこれはふるさと納税の寄附者だけではなくて、復興で寄附していただいた方も入ると、こういうふうなことですか。

**まちづくり課長** 今回の企画の素案としましては、まず、東京近辺の寄附をしていただいた方が多いということもございまして、また、日本の中心というふうなこともございまして、この災害に対して寄附をしていただいた方というふうなことを主に対象者としては考えて、報告会等々を計画しているというふうなことでございます。以上です。

**3番** そうすると、この寄附者が一堂に会して会合を持つと、こういうふうなことだと思うんですけれども、そうすると町からの参加者が当然いると思うんですけれども、やるとすれば、これはいつごろを予定に計画を立てておられるのかお伺いします。

**まちづくり課長** 今のところ具体的な日時というふうなところははっきり決めているところではございませんけれども、当初予算を編成する段階にあつては、11月ぐらいをめどとしたいというふうなことでございます。ふるさと納税の寄附が伸びる、伸ばそうというふうな時期を見越した時期というふうなことで、計画をするというふうな考えでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第2款 総務費について質疑審査を終結いたします。



ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

---

午前10時54分 再開

**委員長** 会議前に引き続き会議を開きます。

第3款 民生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第3款 民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6番** 早く終わりそうだから質問します。66ページ、これは3-1-5、右の67ページの福祉の町推進費で、一番下でございます。灯油購入費助成事業扶助費でございますが、177万5,000円、内容ではございませんが、この件については前年補正で対応しておったかと思うんですが、今年度当初で上げた何か理由があるのであればお伺いします。

**健康福祉課長** この灯油助成につきましては、毎年12月の補正で予算計上をお願いしておりましたけれども、今年度、県の予算で、当初のほうから入れるというふうな情報がございまして、毎年本町でもやっておりますので、県のほうで初めから入れるというふうな情報がありましたので、今回本町でも当初で組んでおります。以上です。

**6番** 情報であって、実際歳入で受けているわけではないんですね。県のほうからも。ただ、県でやるからという話だけで上げたというだけなんですね。

**健康福祉課長** 県の当初予算の資料のほうに載っておりましたので、確実であろうというふうな判断から今回は計上してございます。以上です。

**6番** そうしますと、この177万5,000円というのはちょっと昨年の決算締めてないので、ちょっとつかめませんが、同程度の実績ベースでの計上なんですか。数字をわかれば教えていただきたいと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前10時58分 再開

**委員長** 会議を開きます。

**健康福祉課長** 実績ベースでとってはいるんですけども、県の情報ですと、5,000円から7,000円にふえるというふうな情報もございまして、若干増額をして見ているところであります。詳細につきましては、県の要綱が決まり次第精査してまいります。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**1番** 76ページの6の斎場管理運営費でございます。77ページに工事請負費2,395万1,000円、こ

れの内容をお伺いしたいと思います。

**委員長** ちょっと1番委員、4款ですこれは。（「済みません」の声あり）今民生費です。

ほかに質疑ありませんか。

**2番** 66ページ、3款1項5目、老人鍼灸マッサージサービス事業扶助費がありますけれども、3万6,000円という金額が少ないんですけれども、これはどのくらいの今現在予算執行になっているのかわかればお聞きしたいと思います。

**健康福祉課長** 現状では2万円程度の支出となっております。以上です。

**2番** 結構やっぱり利用している方がいるのかなという、ただ、要件として65歳以上という要件だと思えますけれども、これを緩和するという考えはないでしょうね。

**健康福祉課長** 高齢者の鍼灸マッサージというふうなことで実施しておりますので、それ以上上げるというふうな想定は現状ではございません。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** 質疑なしと認め、第3款 民生費についての質疑審査を終結します。

第4款 衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより4款 衛生費の質疑に入ります。

**1番** 大変失礼しました。76ページ、斎場管理運営費、77ページの工事請負費2,395万1,000円ございます。これの内容をお聞きします。

**住民税務課長** 斎場の工事の内容でございますけれども、大きいところで申し上げますと、一番大きいところが斎場の屋根の修繕工事がございます。あと、火葬炉のセラミックの張りかえ工事、2号炉の断熱扉の交換工事等でございます。以上です。

**1番** 昨年も操作盤とか、非常用発電機の設置とか、結構斎場にかかっています。今回の工事に関して、舟形町だけの費用持ち出しなのか、大蔵さんの持ち出しもあるのかお伺いします。

**住民税務課長** まず最初に、費用の持ち出しですけれども、大蔵さんと協議しました内容で、平等割40%、人口割30%、財政力指数割30%という割合で案分してございます。これは歳入のほうでも出てきますけれども、大蔵分のほうがかなり大きくなっております。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** ページ76ページ、4-1-5、この健康増進事業費の中で、2の健康増進事業各種検診委託料1,268万8,000円ございますが、今回新たにこのワンコイン検診という健康増進事業で新たに事業がスタートしますが、この説明書の中で、予算額545万2,000円計上してございます。この1,268万8,000円とこの五百何がしのこの内容といたしますか、1,200万円のうちのこの540万円だと思えますが、その1,200万円の積算根拠をお願いします。

**健康福祉課長** 今年度がん検診につきましては、胃がん、大腸がん、肺がん検診につきましてワ  
ンコインで実施をするということで予算計上しておりますけれども、その3つの部分が、今  
言った五百数十万円でございます。そのほかのがん検診もございまして、人間ドックの尿中  
のアルブミン検査であったり、あとは一般的な人間ドック等々ございまして、あとは腹部の  
超音波検査とか、これが110万円とか、いろいろながん検診ございますので、合わせまして  
1,268万8,000円となっております。以上です。

**6番** 今まで例えばこの胃がんですと2,000円かかったのが今度は500円で受けられますよという  
話で、そういう対処をしたのかと思いますが、決算ないのでまだあれですけども、昨年度  
の予算を見ると1,500万円計上してございますよね。今回500万円の対応することによって、  
この1,200万円になったかと思いますが、この対応しなければ、通常でいけばこの1,200万円  
じゃなくて、昨年同等の1,500万円になったかと思うんですが、そのあたりのこれをするこ  
とによって、この500万円がさくっと……、逆か、500円の対応をすることによって幾らのその  
何といたしますか、予算的に軽減になったのか、そこをお伺いしたいです。

**健康福祉課長** 予算的には500円にすることによってふえています。実際、胃がん検診は今年度  
4,030円の委託料を計上してございます。去年は自己負担が2,000円あったものですから、  
2,530円で計上しております。同じように大腸がん検診につきましては、今年度1,100円で計  
上しているんですが、前年度800円の負担金、本人負担がありましたので、そういった形で今  
回町の負担はふえる。個人負担が減ることによって町の負担はふえますので、今回、大腸が  
ん、それから胃がん、肺がん検診につきましては増額となっております。ただ、全体としま  
して、子宮がん検診と、それから乳がん検診は隔年でございますので、平成31年度に実施し  
ませんので、今回全体としましては減額となっております。以上です。

**6番** 個人の負担はふえるけれども、その分町で負担をするわけですよ。そうすれば、総体的  
には予算ってふえるんですよ。違うの。補助がふえるだけ。個人の分を町で負担するわけ  
でしょう。そうすると町としての予算はふえるんじゃないの、経費というのはふえるんじ  
ゃない。その後の隔年になるというのは、その分でそれが影響しているわけ。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

---

午前11時08分 再開

**委員長** 会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**7番** 74ページ、4款1項2目予防費、75ページの風疹予防接種委託料、去年は3万3,000円ぐ  
らいでしたね。ことしは238万5,000円ということで、このどのような方を対象にやろうとし

ているのか質問いたします。

**健康福祉課長** この風疹につきましては、39歳から56歳までの方が未接種の状態となっております。今回その未接種の方々約400人ほどいるんですけれども、その方々の風疹の予防接種事業を始めると、今回新規でこのような計上となっております。以上です。

**7番** 対象者と対象人数が絞られているようなんですけれども、この方々は半強制的にやろうとしているのか、自分の意思で接種を希望しようとしている方を、自分の希望によって接種をしてもらうという考え方なのか、また、どこでどの医療機関を使ってもいいのか、そのあたり再質問をさせていただきます。

**健康福祉課長** 現在、町のほうで400人リストアップしておりますので、個人通知をして、本人の希望で接種をしてもらいたいと考えております。管内の医療機関であれば、どこでも接種できます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** ページが76ページの4-1-5、77ページのほうに行きまして、健康づくり推進協議会委員報酬5万4,000円とありますが、この協議会ではどういうふうな内容を検討しているのか。また、委員が何人いるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**健康福祉課長** 委員は全部で10名です。そして、内容につきましては、健康21ということで、町の健康づくりの事業をしてございます。がん検診、あるいは総合検診の状況であったり、食生活改善であったりと、町の健康づくり全般について協議、検討してもらっております。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**10番** 今の質問にもちょっと関連することがあるんですが、食生活改善推進協議会というような話も出ました。この今活動してくださっている方の話を聞きますと、町のほうにも行っているということなんですが、栄養士さんの配備をお願いしたいというようなことでありますけれども、その辺の見通しはどうなっていますか。

**健康福祉課長** 現在、町の職員でも栄養士を持っている方は数名いるんですけれども、この地域保健系のほうで業務できないということで、現状では臨時の方をとるか、1回幾らでお願いしてやっているんですけれども、将来的には栄養士の配置ということが必要でございますので、今後、その配備につきまして、上司のほうと協議をしながら、体制の整備に努めてまいりたいと思います。以上です。

**10番** 大変前向きな回答をいただきました。頑張っている人には応援をしたいというのが町長の方針のようでありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。まして、ことしから臨時職員といいますか、何かそういった職員の処遇も変わるというようなことでありますので、ぜひその辺を加味していただいて、よろしくお聞きしたいと思います。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** ページが78ページ、4-1-7、環境衛生費、右のほうの合併処理の関係ですが、79ページです。157万5,000円計上してございます。平成30年の補正で全額減額になってございますが、この整備についてはどのような促進方、啓蒙しているのでしょうか。平成30年でゼロだったのに、また当初で上げているというのはなぜなのでしょう。

**地域整備課長** 合併処理浄化槽の整備事業でございますが、平成31年度につきましては、5人槽1基と7人槽1基を予定しております。平成30年度の補正時にもお話をしたと思いますが、国の補助と県の補助が入っております。そんな中で、申請あってからの予算となりますと対応できなくなりますので、1件ずつ平成31年度も予定しております。以上でございます。

**6番** 県と国庫支出金、それぞれ平成30年の補正でマイナスにしておいても、こういう実績でも新たな年度でこういう措置はしていただけるという話なのでしょう。実績ベースじゃなくて、これはこれ単年度単位で実績がなくても補助はいただけるという事業なのでしょう。

**地域整備課長** そのようになっております。単年度ごとになっておりますので、新しく新年度についても申請するというような形になります。

**6番** 先ほどあったこの平成30年度、平成31年度の当初で百五十何がしが5人槽1基の7人槽1基となるんですけれども、これ金額同じですけれども、昨年も同じその予定をしておいて、実現できなかった、整備できなかったという、相手方の単なる話なのでしょう。それは今回話がついて、整備できるような見込みになったので、また157万5,000円は計上したという話なのでしょう。

**地域整備課長** 一昨年につきましては、申請者がいないということで、誰もおりませんでした。それで今年度も一応誰それというものじゃなくて、一応1名分だけを確認しているというふうな形で予算編成させていただいております。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** それでは、74ページ、4款1項3目の診療所費、75ページの一番下ですね。診療所費の一番下、医療機器整備事業補助金ということで1,000万円ありますけれども、補正でも700万円何がしかの補助したわけですけれども、この機器の内容について質問いたします。

**健康福祉課長** この予算につきましては医療機器のリース代ということで、84万円掛ける12カ月分となっておりますけれども、内容につきましては、医療機器の内容ですけれども、大きいところでは、電子カルテのシステムでございます。全てパソコンでカルテが載っているというような状態なんですけれども、電子カルテ、それからエックス線、いわゆるレントゲンです。あと超音波診断装置、それから泌尿器の診察関係、透析の心電計、血圧の波長計等々となっております。以上です。

**7番** 済みません。マイクのテストをしました。

今の答弁ですけれども、前回やった補正の答弁と似ているような気がするんですけれども、違うんですか。補正では754万円、補正としてここに補助金を出すという答弁の内容と、今回のこの1,000万円の補助金の内容が私は似通っているなというふうに聞きました。つまり、今後……、悪くないんですよ、医師を確保しようという意思があらわれているなという意思を感じるので、悪くないんです。だから、この予算の使い方を私は質問しているんですけれども、つまりはこの1,000万円と補正でとった700万円ぐらいのお金を合わせて、4月から開業するその医師の電子カルテなり何なりの84万円掛ける11カ月というものに充てるという理解でよろしいんでしょうかね。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午前11時22分 再開

**委員長** 休憩前に復し会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

**5番** 78ページの4-2-1清掃総務費の中の79ページ、ごみ減量化対策推進協議会負担金3万5,000円、この内容じゃなくて、舟形町でごみ減量化に向けた対策、どのようなことを行っているのか聞きたいと思います。

**危機管理室長** 済みません。現在のところなんですけれども、定住自立圏のほうで8町村合同での減量化のみとなっております。

**5番** 今の回答ですと、舟形町では減量化については広域でしているの、特段何もしていないというふうな理解でいいんですね。

要は何を言いたいかといいますと、県下の平均から見ると、舟形町のごみの排出量といいますか、量が多いわけです。やっぱり減らすということもあわせて並行して、町のほうでも考えていかないと、なかなか清掃経費だけがふえていって、ごみの経費だけがふえていって、最終的には町民が苦しむというふうなことにもなりかねませんので、この辺について、何も町で考えていないというのは、いかがなもんかなという感じしますが、じゃあ広域での協議会ではどういうふうなごみ減少化について行っているのか質問をしたいと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

---

午前11時24分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**危機管理室長** 若干表現のほうに誤りがありましたので、訂正させていただきます。

ごみの減量につきましては、定住自立圏のほうで8市町村と同じ内容の取り組みをしているということに訂正をお願いをしたいと思います。定住自立圏のほうでは、紙と廃プラの減量のほうを行っております。あと、町のほうにつきましては、昨年やっておりましたが、古着と小型家電の回収を実施しているところであります。

**5番** 要はごみを減らすというふうなことについては、やはり資源に回せるものは回していただきたいというようなところだと思うんです。そういうふうな意識の働きかけとといいますか、ごみを出す側にコンポストは昔あったんですけども、そういうのはしていないにしても、やっぱりこの土に還元できるものは還元すべきじゃないかというふうなところの意識の働きかけを町としても少しはやっていくべきじゃないかなというふうな感じがするわけですが、この辺についてももう少し何か具体的な、こういうことをしていくんだよというのが全然ないというようなことでいいんでしょうか。

**危機管理室長** 平成31年度につきましては、昨年と同様古着と小型家電の回収のほうを主に重点的にやっていきたいと思っております。それ以降のごみの減量につきましては、再度8市町村の中で、どういった取り組みをするか、確認しまして、取り組んでいきたいと思っております。

**4番** ちょうどページが開いている同じ款項目で質問をさせていただきます。広域事務組合のほうでは、理事長がごみの質問をしたときに、やっぱりリサイクルセンター、エコプラザなりを延命化していくためには、やっぱりごみの分別が改めて必要だと、協議しなければいけないというふうに答えております。しかしながら、今危機管理室長の話でいくと、町独自の考えはないのかと。恐らく6番委員も、5番委員も聞いていると思います。以前に私も質問をさせていただきました。ごみの分別が田舎に行くほどなっていないと。要するに生ごみからプラスチックのトレイ果てまで、新聞紙の果てまでごみ袋に入れれば1袋50円で持って行って燃やしてもらえると。確かに一般の家庭から見れば、楽なわけですが。しかしながら、それは税金として納めている金から協力金じゃないな、維持管理組合の運営費として拠出しているわけです。今回も6,000万円ほどの事業費が上がっております。毎年のように維持管理組合のごみに関しての維持管理費が毎年のようにかかっております。それも半端なお金じゃありません。ぜひこら辺を町から発信していくべきではありませんか。最上理事組合の理事として、町長の考えを伺います。

**町長** はい、最上広域のほうにここにもございますが、エコプラザもがみの分担金、リサイクルプラザもがみの分担金を合わせまして6,100万円ほどの分担金が上がっております。危機管理室長のほうで申し上げているのは、町独自で取り組むものがないということではなくて、8市町村で積極的にこの問題に取り組まなければならないというふうなことで定住自立圏構想という中で、このごみ問題をしっかりとやっていきたいと思いますというふうなことでありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、さらなるその分別のあり方等々については、町の広報紙、さらにはカレンダー等にもございますが、カレンダーのほかにもごみの収集日を書いているものもございます。そういった中にも分別を推進するような方向でありますので、さらに衛生組合長会議等を通しながら町民一人一人にごみの分別化、減量化というふうなものがいずれは自分たちの税金の使い道としてふえていくんですよというふうなことをしっかりと理解をしていただいて、やっつけなければというふうに思いますので、さらなるその分別化、減量化に努力をしてまいりたいというふうに思います。

**4番** 今広域事務組合の担当ということで危機管理室長が答えてくれましたけれども、以前の質問のときには、保健福祉課長が前の課長が答えた言葉が、広域で取り組み始めたら舟形町でも考える。広域の考えが優先だみたいなことで私に答えました。私が言うのは、町独自の取り組み、分別の仕方を町から発信して、広域でもやっていくべというやり方をつくればいいと思います。町独自のやり方を構築してもいいかと思います。そういう考えはないわけですか。

**危機管理室長** 現在はそうではありますが、衛生組合長さん、あと消費生活団体のご意見をいただきながら、さらに分別の徹底のほうを図っていきたいと思っております。

**4番** 5番委員も今私が言ったことを町の独自の考えはないのかと、取り組みは今後ないのかということを知りたかったのだと思います。なので、改めて声を高くして質問をさせていただきました。

今後ともやっぱり広域事務組合の負担だけれども、町の負担金を減らすことイコール、今町長が言われたとおりに有効な使い道にするという取り組みが小さいごみでも分別をするという、町、町民の取り組みの姿勢が大事だと思います。ぜひ最上地区も人口減少しながら、大変な財政になるわけです。こういうところから一つ一つ積み上げが大事だと思いますので、今後ともそういう協議する場を持って、町発信のやり方をつくっていただきたいと思います。

ちなみに今企業ごみ、一般ごみ、家庭ごみと違って、いろいろなごみの仕分けがあるわけですが、データがあると思いますけれども、家庭ごみのふえる率、ここ近年のデータとしては減っていますか、ふえていますか。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

---

午前11時33分 再開

**委員長** 会議を開きます。

**危機管理室長** おっしゃるとおり、人口減によるごみの数量につきましては、落ちております。

ただ、1人当たりに換算している数字になりますと、若干下がっている程度になっております。



す。

**委員長** 質疑ありませんか。

**7番** それでは、同じ款項目、同じ項目で、エコプラザもがみの分担金ですけれども、私、広域議員ですけれども、先般、料金の値上げに賛成し、議決されました。10キロ140円のところが180円になるということで、40円の値上げになったわけですけれども、当然その通達は来ていると思うんですけれども、一般町民の方はそのことについて知らないというんですかね、搬入していった初めて気づくというんですか。そういう状況にもなるのではないかなと思います。今ちょっと私、今なっているのか、4月1日からだったかを忘れましたがけれども、4月1日からだそうなんですけれども、町民に対しての周知が必要だというふうに思うんです。通達が行っているとすれば、どのような形でその料金の値上げを町民に知らせるのか、質問いたします。

**危機管理室長** 持ち込みの料金値上げにつきましては、2月号広報と、あと今回のお知らせ版のほうで周知しているところであります。

**7番** ありがとうございます。ある程度はわかってはいたんですけれども、次に、市町村圏事務組合の事務方の説明によりますと、この手数料を上げたことによって、町の分担金が減る可能性があるというふうに答弁したんです。減る可能性があるというふうに答弁をしたんですけれども、その仕組みがわからないんです。それはそっちで聞けばいいだろうという話なのかもしれませんけれども、そういうことであるのかなというふうに思うんですけれども、町の事務方としては、そういう可能性もあるというふうに見ているものでしょうか、そのあたりいかがでしょうか。

**委員長** 委員長からお願いします。簡潔に質疑をしてください。今7番佐藤君の質問は広域の話の中を町に対して聞いているか聞いていないか、そういう話ですか。

**7番** 休憩必要ですよ。

**委員長** いや、これ委員長の発言で今言っただけです。質問してください。

**7番** 広域は、広域の答弁は、この事務手数料の値上げをすることによって、町の負担金が減る可能性があるというふうに言ったんです。それを町は把握していますかということ。

**委員長** はい、わかりました。

**危機管理室長** はい、ちょっと理事会の資料をいただいておりますけれども、40円値上げになった分だけ町のほうに手数料として入る可能性がありますので、その分のお話だと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

---

午前11時36分 再開

**委員長** 会議を開きます。

**危機管理室長** 分担金として請求される額が40円ほど下がるであろうという話の件だと思います。

**委員長** 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め、第4款 衛生費について、質疑審査を終結します。

第5款 労働費の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第5款 労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第5款 労働費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。1時まで休憩します。

午前11時39分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**委員長** 会議を再開します。

第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第6款 農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。その前に、地域整備課長。

**地域整備課長** 先ほど2款のほうでご質問を受けた件につきまして、ご回答したいと思います。

ブロック塀の補助事業の件でございますが、一昨年点検したわけなんです、その全体的な点検を行った結果、その数と、あとどういう状況であったかということだったんですが、一応3段階に分けて、点検をいたしました。レベル1から2、3とございます。それで、レベル3が一番ひどい状況でございまして、これがひび割れとか、傾き、損傷等がある場合は、レベル3になります。それが49世帯、レベル2、笠木の損傷及び基礎がない場合などがレベル2で27世帯、レベル1です。一番危険度が少ないやつなんです、それが控え壁がない場合、高さが1.2メートル以下は除きます。それが20世帯です。それで、全体で96世帯を点検いたしました。その中で、一番ひどいレベル3が49世帯あるわけなんです、その中でも特に危険な状況、倒壊のおそれのある塀でございまして、来年度予算編成時に一応6件というところで予算編成しております。以上の状況でございます。

**委員長** それでは、6款の質疑に入ります。

**6番** 82ページ、83ページでございます。6-1-4、農業振興費、右のほうの説明事項の中で、衛星システム構築委託料300万円でございます。計上の仕方といたしますか、名称が昨年と若干変

わってきていますが、今回は委託料ということでございますが、今年度はこういった形でこの事業を進めていくのかお伺いします。

**農業振興課長** 支出の節につきましては、同じ委託料なんですけれども、平成31年度につきましては、システムの構築ということで、そこがちょっと変わっています。今年度平成30年度は主に調査と仕様書作成につきましてはの委託料であります。平成31年度、新年度につきましては、この名称のとおり構築と、あと農家の方々への指導も含めた委託料ということで、委託の金額も増額になっております。以上です。

**6番** 昨年度から新たに予算を計上してやったわけでございますが、昨年度はシステム、内容について農家の方々への説明ということを私のメモに120万円の計上の中で書いてございますが、昨年度は具体的に説明というのは対象何名をって、どんな形で説明をされたんですか。

**農業振興課長** 今年度につきましては、長沢から堀内の松橋まで10カ所10人の農家の方にお願いしまして、観測地点等々を定めまして、システム会社からも来ていただいて、話なり、初年度ですので、そういうのを衛星のそういうのを説明等も兼ねてしたところですが、委員おっしゃる具体的な指導につきましては、平成31年度からということですよ。今年度は10カ所です。

**6番** そうしますと10カ所の農家の方々、その園地をここを拠点と、何というんですか、よくわからないけれども、この衛星によって管理をするほ場だということを選定をして、この10カ所で決めて、今年度以降その委託先等と連携しながら進めていく。その10カ所はもう確定したということなんですか。

**農業振興課長** お答えします。今年度につきましては、地域を全町的というところで、長沢から松橋までである程度ばらけた感じでの補助の拠点をお願いしたわけですよ。実際平成31年度につきましては、改めて実際に取り組む方を募集しまして、それでもしかなかったら地域に偏り等々、ほ場に偏り等々あるかもしれないんですけども、今年度の10カ所とはまた別になります。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** 84ページ、6款1項7目ほ場整備事業費、85ページの数字の2、県営農地整備負担金事業、これで380万円ほど計上されていますけれども、この事業内容について質問いたします。

**地域整備課長** 県営農地整備負担金事業についてお答えします。内容ということなので、小松、原田地区のほ場整備でございます。その負担金が町負担として100万円、三光堰西地区です。これの町の負担金が280万円、合わせて380万円となっております。以上でございます。

**7番** はい、わかりました。そうしますと、去年は250万円、ことしは380万円ということで130万円ほど負担金額が上がっております。それは新たにどこかの地区がふえたということなんですか。

**地域整備課長** はい、新たに、対昨年度になると思うんですが、ふえた地区が三光堰西地区でござ

ざいます。以上です。（「はい、わかりました。じゃあいいです」の声あり）

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** 88ページの6款1項14目日本型直接支払交付金事業費の中の多面的機能支払交付金3,000万円ほどとなっておりますが、新たな事業が平成31年度から始まるわけですけれども、今回この新たな事業をスタートするに当たっての大きな改正点があればそれを教えていただきたいというふうなことで、この金額というのは、これまでやってきた方々が、前組織が引き続き行うというふうなことで3,000万円ほど計上したのかお聞きしたいと思います。

**委員長** 奥山委員、できれば1つにさせていただきます。

**農業振興課長** 新年度につきまして、制度をまだ5年継続するわけですけれども、担当のほうで希望等々取り組む調査をしておりますが、今年度は17団体ですけれども、平成31年度、新年度から5年間は2団体ふえるまだ予定なんですけれども、19団体の見込みであります。あと、詳しい、基本的には同じなんですけれども、第2期目ということで、まだ細部についてのまだこまかいほうからは特に来ていないんですけれども、2団体ふえる予定です。以上です。

**5番** やはりこの事業の大事なところは、米農家が少なくなっていく中で、農地は依然として変わっていないわけです。それをやはり維持していくためには、地域の方々の力を借りてというふうなところがポイントのところでありますので、やはりこの事業の大事なところは、耕作放棄地をふやさないというところが大事なのかなというふうに思います。

あわせて、もう一つなんですけれども、やはりこの事業で米農家が減っていく中での農地は存続するわけなので、ほ場の管理というようなところで、隣の4番委員が何回も提案してきておりますけれども、やはりけいはんの草刈りとか、あと特にけいはんの崩落によってのところら辺で、やはりここに来て、草刈り等とか、あとけいはんのくろ塗りといいますか、こういうところに対してもやはり多面的機能のほうから金額は10アール1メートル幾らかというような計算になるかと思いますが、そういうところもやはりもしできるのであれば、その保全会の組織のほうに指導してもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてお聞きしたいと思います。

**農業振興課長** 5番委員もご存じのとおり、多面的につきましては、皆さん方ご存じのように、国と県の補助事業でありまして、当然、会計の対象となっております。その対象経費の使い道については、今5番委員おっしゃったものも含めて、代表者会議、事務局会議の中になんり厳しくお願い、指導をしておりますので、ただ、細部先ほどもお話をしたんですけれども、細部の対象経費等々については、さらに詳しく県の指導なりを仰ぎながら、実際に実用的なものということで、間違いのない使い方をしていきたいと思っております。以上です。

**5番** はい、最近読んだ本の中で、除草剤が人体に与える影響というふうなところをかなり大きいというふうなところがあるので、やはり米をつくっているほ場でのけいはんであっても、

除草剤を使うというのはちょっとこれからの米農業のましてや、この舟形町の安全な米づくりというような視点から考えても、減らしていかないとまずいのかなというような感じします。そういったところでぜひこの資金を使いながら、除草剤を使わない農業のありようというようなところをもう少し指導していただければなというふうに思います。

**農業振興課長** 今5番委員おっしゃったことも踏まえまして、課内なり、上司のほうとも相談して、新年度、5カ年間の最初の会議なり、あと今おっしゃったことも今5番委員おっしゃったことを検討して、環境に優しいということを、そこら辺も含めまして推進等もしていきたいと思います。以上です。

**4番** 今5番委員が質問されたこの取り組み、確かにこれから大変必要になってきます。中間管理機構で集積を進めている傍ら、管理の煩雑と申しますか、手の行き届かないところが多々出てくると思います。地域によっては会計帳簿が大変だということで取り組みをやめた地域、長者原地区が今回復活してくるはずです。それと同時に舟形地区は、第1から第4町内会連合でやったものがなかなか行き届かないということで、分散するというような話も聞いております。ぜひ前々から言っているとおり、これを全町内の農地を管理できるような、広域的な取り組みをぜひ進めるべきだと思いますので、今後とも推進をよろしく願いしておきたいと思います。

質問につきましては、その下段になります。（「簡潔に」の声あり）6行ぐらい下になるのか、水土里GIS使用料、ことしから初めて出るような使用料です。GISデータ、地図データを今現在使っているやつは航空写真撮影の十七、八年、九年ごろの撮影のデータだと思います。大変古ございます。農政班のほうではことしか、今年度か来年度更新するという話を伺っていたんですけども、今回水土里ネットの使用料というふうにあらわれています。これは土地連というか、水土里ネットのほうでデータをつくった、構築したものを町で更新しないで、使用料として借りてGISデータを使うというふうな形なんですか。

**農業振興課長** この件に関して、斎藤補佐が答弁します。よろしく申し上げます。

**農業振興課課長補佐** 課長補佐の斎藤です。私のほうからお答えいたします。水土里GISの使用料につきましては、土地連が行っている農地維持交付金の部分の現地確認の委託業務とあわせて、水土里システムでの対象農用地の図面作成を行っていただけるというふうな内容になっておりまして、使用料とともに、図面の作成をお願いするような形の内容となっております。

**4番** そうすると農政班で今使用しているものがそれを利用することによって、データそのものが全てじゃないですけども、水土里ネット、要するに土地改良区のやつとパソコン上のGISデータが共有できるというふうな形ですか。

**農業振興課課長補佐** 土地改良区のものではなくて、土地連での水土里ネットのものなんです、

そちらのほうで管理しているGISデータと当方のGISデータが同じデータを共有して使えるというふうな内容になっておりまして、そのGISの中で対象農用地のレイヤーという図面のデータなんですけれども、そちらを編集、修正を土地連のほうからしていただいて、それを直接当方で使えるというふうな形になっております。

**4番** 今GISデータというのが基本的に空から見た地図の図面系統だけではなくて、それにいろいろなデータを入れることによって、税の関係のほうであれ、いろいろな形の中ですごく利用価値が上がるものだと思います。ましてや今、6番委員から質問あったとおりに、衛星システム云々の推進をしていくためにも、このGISデータというのは不可欠なような感じがします。ぜひいろいろなデータをかみ合わせて、積み合わせて、最大限に利用できるようなシステムを利用していただければと思いますので、よろしくお願いします。

**農業振興課課長補佐** 私、かつて情報担当をしておりましたけれども、やはりGISの力を一番発揮できるのは、統合型と申しまして、さまざまなデータを1つのシステム上に置きまして、重ね合わせてみるのがGISの最も有効な使い方と認識をしております。今ばらばらな形でGIS整備されておりますが、関係部署との話し合いを含めて、上司の指示を仰ぎながら、そのGISの統合型の整備について検討等を進めていくべきと考えております。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**2番** 90ページ、91ページ、6款2項林業費について、林業振興事業について質問をさせていただきます。この鳥獣被害なんですけれども、今現行、狩猟の免許を持っている方々に対しての補助金とか、報酬とかになっているわけですが、年々高齢化が進み、また、猟友会のメンバーの平均年齢も上がっているわけですので、新規に新しく若い人が狩猟免許を取得したいというときについての補助金とかはないのでしょうか。

**農業振興課長** 現予算の段階ではないんですけれども、今年度の鳥獣被害なり、あと捕獲の状況、さらに最近、今年度イノシシが14頭ということで、かなり年々ふえている状況を鑑み、さらにやっぱり2番委員おっしゃった高齢化、若い方がなかなか少ないということで、新たなものにつきましては、上司のほうと相談して、検討したいと思いますが、現予算の中では特に今のところ計上しておりません。以上です。

**2番** はい、ありがとうございます。やはりこれからのことを次世代のことを考えたときには、やっぱり若い人、逆に言うと役場職員の中でもぜひ免許を取得して、そこに参画していただくような体制づくりが今後ますますふえてくると思うんです。その中においても、やっぱり一般町民の中でも若い人が声を上げたときには、狩猟免許に対する補助制度というものを確立していかなければならないと、私も思いますので、よろしくお願いします。

**7番** それでは、同じ項目で90ページの林業費、本年度は467万8,000円ということで、前年度と比較しますとマイナスの338万円何がしかになっております。議会中に町民で支える森づくり

基金条例というのを可決しました。幾らぐらい予算入ってくるんだと聞いたら、170万円ほど見込んでいるという話でしたけれども、この半額ほどの予算を組んでしまうという、事業のあり方、国からそんなに予算が入ってくるんだしたら、もっと事業費をふやして、森林を守る事業というのをやらなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけども、なぜこのように、半額近くも予算を削って、事業を減らしたのかそのあたり質問をいたします。

**農業振興課長** お答えしたいと思います。この事業名、主に3つありますけれども、1つとして林業の振興総務事業、ここと、2番の林道維持管理事業、そして3番目にみどり豊かな森林環境づくり推進事業ということです。

それで、1番の林業振興総務事業の中で大きい金額、昨年度の当初予算と比較した大きいものが1つ3月の補正予算で減額補正させていただいた林地台帳の整備事業の委託料、これが142万円、あと森林施業支援事業委託料ということで、これが3月の補正予算で当初より減額させてもらいました。それが2点です。

林業台帳の整備事業というのは、当初補助事業等々を受けましてする予定だったんですけども、補助事業を当初2分の1の補助事業が全国で何か殺到したらしくて、8%の補助しか出ないと。じゃあ事業を委託しないで、ペーパー、紙でこの林業の台帳の整備をしようということで、減額させていただきました。これが当初予算から削除しております。あともう一つ大きな減額の要因が、松くい虫ですね。松くい虫の薬剤の樹幹注入ということで、100万円ほど当初予算で計上しておりましたけれども、これが5年有効だということで、この事業委託と、毎年度行っている松くい虫の防除事業、これの35万円、ここで135万円、ここで当初予算より少なくなっております。

ちょっと長くなりますけれども、あと下のほうのみどり豊かなの中で、緑環境委託料につきましてが約半分なんですけれども、ここの100万円減った要因といたしますか、昨年当初と比べて、昨年当初は薬師の森、松橋から行ったところなんですけれども、遊歩道の整備の予算が100万円超えの予算でした。それができましたので、そこが減ったということになります。そこから辺全部トータルしますと半額、半分近くの350万円前後の減額ということで、個々のいろいろ委託料なり等々が減っているということになります。以上です。

**7番** 減額部分は、るる説明していただいたとおりだというふうに思うんですけども、先ほど言いました国からの仮称で森林環境譲与税というのが来るということで、基金をつくりましたね。その部分のやるべき事業というのはここに入っているんですか。

**農業振興課長** 入っておりません。それが林業振興総務事業1の一番下にありますがけれども、森林環境譲与税の基金積立金、金額は暫定的ではあるんですけども、10万円ということで、基金積み立てである程度基金が積み立て、活用できる範囲になったら活用するというところで、その基金については予算の中に反映されておりません。以上です。

7番 はい、大体お金の流れというか考え方がわかったわけですが、ぜひこの基金、積み立てるばかりではなくて、この前申し上げましたけれども、本当に森林の環境保全のためにはやはり間伐と植林というのが欠かせないんだというふうに思います。町長の考えでは民地にもこの事業は使えるというふうな答弁ありましたので、ぜひ役場が持っている山林、あるいは民間人が持っている山林等にも活用していただいて、間伐と植林をきちんと定期的にやれるような仕組みづくりをぜひ事業に今回盛り込んでほしかったなというふうに思うんですけども、ないというのでしたら、しょうがないから補正にでも上げて、事業を継続してほしいなというふうな気がするんですけども、そのあたりどうでしょうか。

農業振興課長 具体的な事業というのは今想定はしていないんですけども、今7番委員おっしゃったような意見等も踏まえまして、今のお話は170万円という金額前後の金額ということでもありますし、それが複数年その事業につきまして複数年基金として積み立ててから活用したほうが良いという場合もいろいろあると思うんですけども、いずれにしても、今おっしゃったようなことを念頭に置きながら、事業を実施なり、検討、上司と相談しながら、新たな事業についても検討していきたいと思えます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 90、91ページの林業促進費の中で、森林所有者情報システム保守管理委託料とありますけれども、この事業の内容をお聞きします。

農業振興課長 この委託料につきましては、森林GISと呼ばれる所有者確認のための委託料です。昨年度より若干金額変動していますけれども、管理に対する業者さんへの委託料になります。以上です。

9番 今、我々山を持っている農家でも、山には全然行かなくて、自分の土地がどこにあるのかわからないというのが実際であります。それをこの事業で土地を持っている人の土地を確定し、またそれによって間伐やら、枝打ち等の管理ができるのかと思っております。それで、このマスコミ等でいろいろ報道されておられますのを見ると、個人ではこの管理が難しいということで、役場が主体になって、行政が主体になって、この辺の木材、バイオマスの関係の事業を強力に推し進めるという話がちょっと新聞等、マスコミ等で聞いたような感じがしておりますが、その辺のありましたら、情報をお願いします。

農業振興課長 今、9番委員おっしゃったように、その説明会等々がありました。それで、その中でぜひ市町村でということなんですけれども、市町村が主体となつてするには、かなりというか、本当に想像できないくらいの事務量等々がございまして、はっきり詳しく決定はしていないんですけども、これを舟形なり、比較的小さい自治体の中で職員がということは難しいということでは考えております。以上です。

9番 今、実際舟形町の人工林を見ていると、戦後植林された杉の植生というのかな、それが



もう50年、60年余を迎えまして、伐期の時期か、それともこのままでいくと宝の持ち腐れとなれば語弊な話なんですけれども、木材としての価値が全然なくなるような今状態の森林が結構見受けられます。これを本当に日本の森林を守っていくというような観点からいくと、もう少しやっぱり国、県も一生懸命森林環境税とかいうものを想定しながら、一生懸命やっておりますけれども、それに対しても町も本腰を入れて、我々本当は山を持っている農家が主体になって整備すればいいんですけれども、農家そのものが、山を持っている事業者そのものがもう力がありませんので、その辺を事業者と山を持っている農家、事業者とお話をしながら、町で委託を受けながら、それでそれを維持管理しながら、森林資源を守っていくというのが、これからの大きな流れになってくるのかなと思っていますので、そこら辺の考えがありましたらお願いします。

**農業振興課長** 9番委員のおっしゃることは重々認識しております、今年度から先ほども質問あったんですけれども、森林環境の譲与税の基金、それをぜひ活用してその事業なり、懸念することの解消に努めていきたいなと思っていますところですが、具体的にこの場でどういうことというのはちょっと言うことはできないんですけれども、この譲与税の基金について、有効活用していきたいなと思います。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** ページが88ページです。6-1-13、担い手等支援対策事業、右のほうの説明で1番目の担い手育成総合支援事業、機構集積協力金520万円、これについては平成30年の補正で690万円ほど減額ということで、なかなか進まない事業でございます。これもやっぱり前年度減額をせざるを得ない状況の中で計上しなくてはいけないんだと思いますけれども、なかなか進まないこの事業に対して、何年も何年も同じようなことを繰り返しているようなんですけれども、どうなんでしょうかね、進めないとだめなわけなんでしょうけれども、町長、どうなんでしょう、これからこれを何回も同じ集積が進まない状況で条件が悪くて借り手がないのはわかりますけれども、この事業をもっと何か効率のいいものに見直せないんでしょうかね。農業に詳しい町長、ご答弁いただきたいと思います。

**町長** ご指摘のとおり、やはり機構集積協力金につきましては、その都度都度、年度年度でその状況が違うというのはこれいたし方ないことかなというふうに思います。この状況を見ますと、ほ場整備が一つの契機になるというふうなことが今までの経験の中ではあるわけです。先ほどの質問の中にもありましたけれども、今年度から三光堰西部地区というふうなことで、新たなほ場整備の地区が出てまいります。そういった場合等を含めていくと、ある程度の機構集積協力というふうなことも機構を使った集積ができるというふうなこともあるかというふうに思います。また、一般的には、機構を使った協力をやろうとしても、できないところも現在、やはりほ場整備等々も進んでいない堀内地区とか上長沢地区にあってはそういう場

合があるかというふうに思います。しかしながら、やはり次代の担い手にしっかりと農地を引き継ぐためにも、堀内地区、上長沢地区をはじめとしまして、しっかりとそのほ場整備等々についての支援なりというふうなものもしていかなければいけないというふうに思いますし、できる限り、こういった機構を利用しながら、担い手のほうへ集積できるように町のほうとしても努力をしてまいりたいというふうに思います。

**6番** やっぱり貸し手から言うとやっぱり条件が一番ネックであって、今町長がおっしゃったように、ちゃんとしたものであれば借り手も出てくるということで、これからほ場整備に期待をするということですが、その前段に進んでいない地区がございます。前も一般質問で4番議員からもあったようでございますが、その進んでいない地区に対して説明をしているということですが、平成31年度に向けまして、そのほ場整備についての進んでいない地区に対して、どんな形で対応していく考えなのかお伺いします。

**町長** 基本的にはやはり人をつくらないとそのほ場整備も進んでいかないというふうなところもございます。したがって、やっぱり核となる担い手農家、認定農家等をしっかりとつくっていきながら、そのほ場整備を進めていかなければいけない。もしくは集落営農的とか、法人組織等々の中で取り組めるようなことも進めていかなければ、ほ場整備も進んでいかなのかなというふうに思います。そういったところを町の中で整理をします。予算の説明会の中でもありましたけれども、農業ビジョンというふうなものも今年度農業振興課を中心として、いろいろと考えていくというふうなことでありますので、中山間地域で大規模なほ場整備ができないようなところについてもいろいろな形の中で、その地区の農業のあり方についてほ場整備のあり方について検討しながら進めていきたいというふうに思います。

**6番** 今、町長からありましたように、舟形町農業ビジョン、事業ということで新たな事業ができました。これを中心にということですが、再生協の説明会が毎年ございます。先日もあったんですが、大変恥ずかしい話ですが、私、富田集落なんです、数人しか集まっておられなかった。今町長がおっしゃった担い手なる方々が全然来ないと、出席しないという状況なんでございますが、富田地区なのかなと心配しているんですが、そのあたり再生協の会議を終えて、全体的にどんな状況、出席者も含めてどんな考えでみんな集積されて、今後の農業についてどのような考えで、意見がありましたらその内容についてお伺いします。

**農業振興課長** 私も出たところあるんですけども、まず全般的に比較的大きな、大きいというか、大規模な農家の方は補助事業等の絡みもあって、直接後で役場に来てくださる傾向があります。私、富田には行かなかったんですけども、もしかしたら富田の中でも後で相談ということで会議には出席されなかった方もいると思うんですけども、そこら辺は座談会終わってから、各地区から、実はということうちのほうにも来て、相談をいただいております。あともう一つ、やっぱり園芸の振興の説明、補助金等の説明もしたんですけども、園

芸がここ5年間で売り上げ等々でJAさんのあれなんですけれども、75%ぐらい伸びております。その中で、2倍弱になったということで、この園芸の振興なり、園芸のシフトについて水田以外についていろいろ質問等々でも、興味、園芸振興のどちらかというところとやっぱり補助事業等々なんですけれども、そういう質問等が多かったようにいろいろ聞いております。

加えまして、米価についてもいろいろ聞かれた。私行ったところも聞いたんですけれども、なかなかちょっと職員が米価について将来の米価について答えることができないんですけれども、やっぱり米主体でいく農家の方もいらっしゃることは確かですので、そこは必ずしも全面的に園芸ということにはいかないんですけれども、重だつたところ、私のほうに聞こえてくる状況はそういうところになります。以上です。

**委員長** そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第6款 農林水産費についての質疑、審査を終結いたします。

第7款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第7款 商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**7番** それでは、92ページの7款1項2目、93ページの一番下、工事請負費ということで、鳥居の移設工事費だというふうに思うんですけれども、まず、過疎の自立計画に盛り込んで、可決した上での工事費の執行ということになるかと思うんですけれども、手堅いやり方をとったなというふうに思いましたけれども、この移設箇所、場所はどのあたりを考えているのか、質問をいたします。

**まちづくり課長** 鳥居の移設箇所の候補地としましては、池があると思います。駐車場の東側と表現すればいいんでしょうか。こちらのほうを選定をして、上のほうに猿羽根山の地藏尊のほうに上っていけるところの入り口というふうなところで、選定をしているところでございます。

**7番** 池の東側あたりということなんですけれども、この池、鳥居をくぐって、そこに移転をしたとすれば、鳥居をくぐって橋を渡っていくんだらうというふうに思うんですけれども、まずこの話と、あと鳥居を撤去したあそこの道路を前回の答弁では、大型バスが通れるようにというような話をしたんです。でも、大型って通れるのかなというふうに思います。執行部側が言った説明ですからね。大型バスが通れるようにしたいので、移設したいというふうに言ったんですけれども、そんな大型が通れるほどの道ではない。つまり道路の拡張が必要になってくるのではないかというふうに思います。さらに、池側のほうに戻りまして、鳥居をくぐって橋を渡っていく、それはいいんですけれども、それは鳥居をくぐっていく観光者なり、利用者が果たしてそのぐらいの道路でいいのかなというふうな気がします。つまり、全

体的な整備計画というのが必要なんじゃないかなというふうに思うんです。猿羽根山地蔵尊、1番議員が三大地蔵尊という話もして、一般質問しましたけれども、そこを観光地として活用を舟形町はしてアピールしていきますという整備計画が足りないので、そういう張り紙のように、点々とするような、何か言われれば移転する、道路を拡張するという、そういうふうになってきてしまっているというふうに思います。きちんと整備計画があるもとに、この移転計画というのがあるのでしょうか。そのあたりを質問いたします。

**町長** 鳥居の工事請負費につきましては、いろいろ前段の事情があるようでございますが、町としましては、そこを通行する車に支障があるというふうなことのみで、町の判断で、町の財源でその鳥居を動かすというふうなことでございますが、その道路の拡張というふうなものについては、現在、その計画はございません。全体的な計画はないのかというふうなことで、今のところございませんので、必要とあらば、そういったものもつくっていかねばいけないというふうに思いますけれども、とりあえずは今そこを通行する車が鳥居にぶつかって、危ないというふうなことがありますので、その点にのみまづは特化しまして事業化をさせていただいているということでございます。

**7番** 寄附された鳥居だそうですねですけども、それを解体して撤去するのではなく、きちんと残しておこうということで移設に決めたのは、私、賢明な判断だというふうに思います。

それで、さらにもう一度だけ言いますけれども、あそこに必要なのは、整備計画をきちんとつくってあの鳥居、三大地蔵尊の一つの猿羽根山地蔵尊というのを観光地として持つていくという整備計画がとにかく必要だというふうに思いますので、ぜひとも今後、その整備計画をつくってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

**町長** その整備計画をつくるにしても、定泉寺さん、それから定泉寺さんの檀家さん等々の意見を聞きながら調整をしないと、前段の経過もあるようでございますので、それだけに町だけで計画をつくるというふうなことはできないかと思ひます。いずれにしても、その檀家の方々、定泉寺の方々とよくお話をしながら、その計画をつくっていかねばいけないというふうに思ひます。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**3番** 92ページ、93ページ、7-1-1、観光費でございます。観光総務事業の下のほうに農林水産物加工施設運営費補助金514万円計上になっております。これ昨年よりも54万円増額になっております。平成27年度から見ますと、ずっと若干ですけどもこの補助金が下がっていったんですけども、今年度54万円増額になったというふうなことは経営的に厳しくなったと、こういうふうなことでしょうか。

**まちづくり課長** 農林水産物加工施設運営費補助金の動向というふうなことでございますけれども

も、平成30年度460万円の予算措置、平成31年度514万円を計上してございます。54万円の増の内容でございますけれども、加工場でつくっている商品、この商品の栄養成分の検査が義務化されるというふうなことがございます。この内容としましては、細菌検査等、それからこの検査に要する振込手数料、こういったところが法改正によって生じたというふうなことで、50商品を想定しているものでございます。この金額が前年度よりも増額になったというふうな要因でございます。以上です。

**3番** 54万円増額の理由はわかりましたけれども、これまでもコスト削減のために販路拡大を目指すというふうなことをおっしゃって来たわけですが。検査のための増額はこれではしょうがないと思いますけれども、それでなくてもやはり昨年度も460万円補助金を出しているわけです。これまでコスト削減に努める、あるいは販路拡大に努めると言われてきたんですけれども、どのように削減に努めてきたのか、販路拡大に努めてきたのかお伺いいたします。

**まちづくり課長** まず、コスト削減というふうな視点でございますけれども、いろいろと商品開発をしてきたというふうな経過がございます。これを売れる商品に絞り込んできたというふうなことで、まずは商品を特定化してきたというふうなことでの削減をしてきたというふうなことだと思います。それから、販路拡大というふうなことでございますけれども、都市交流等で世田谷、それから港区、こちらのほうを訪問した際に、いろいろな商品を持参をして、販路拡大に努めてきているというふうなこともございますし、前社長が取り組んできたのがみちゃんクッキーとか、そういった新たな商品についても、これも東京圏のほうに持参をする機会を捉えながら、いろいろと活用、PRに努めてきたというふうなこともございますし、郡内でも1つ例を申し上げれば、総合支所長との意見交換会とかでもこういったのがみちゃんクッキー等を提供して、いろいろなところで町だけでなくほかの力もいただきながら、販路拡大に努めてきているというふうなことでございます。以上です。

**3番** 今るる言われましたけれども、毎年500万円前後の補助金を出しているわけです。平成30年まででも2,440万円、ことし514万円と言え、3,000万円弱の補助金になるわけです。もう具体的に改善策を示すべきではないのかなというふうに思いますけれども、どうお考えでしょうか。

**まちづくり課長** この施設そのものに関しては、農山漁村プロジェクトの補助金を活用して整備したものであるというふうなことで、平成30年の4月にはこの事業の会計検査も受けております。こういった事情を鑑みますと、まず、町として補助事業を活用して、この施設を利活用、運営をしていくというふうな義務もございます。そういった今後の利活用も含めて、この施設を利活用していかなければならないというふうなことでございますので、まずはこの補助事業の目的に沿った形で、現在のところは運営していく必要があるというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうなことでございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**1番** 92、93、7-1-1 観光費の中で、93ページ、最上地域観光協議会負担金とございます。  
この内容をお願いします。

**委員長** 暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

---

午後 1時58分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**まちづくり課長** 最上地域観光協議会負担金でございますけれども、新庄最上管内の8市町村、それから最上総合支所、それと商工会、北部、南部の商工会、それから郡内の観光団体が集まりまして最上管内の観光魅力の向上であったり、受け入れ企画の実施であったり、受け入れ体制の整備、インバウンドの推進、こういった事業についてさまざま検討をしているというふうな事業内容でございます。以上です。

**1番** 最上郡内ということなんですけれども、これはどういった割合か何かでこの金額は決まっているんですか。

**まちづくり課長** 負担割合でございますけれども、指標に関しては、4指標で、それから8市町村で案分して負担金が定めてられてございます。1つは人口割、25%、それから基準財政需要額、これも25%です。観光入込数割、25%、均等割25%、以上4項目で負担金が定められてございます。以上です。

**1番** 今25%、4項目ありますけれども、昨年より今回若干ふえていますけれども、人口の、観光客の入り数がふえたから若干ふえたのか、ちょっとそこら辺、お聞きします。

**まちづくり課長** 要因としては、観光入込数がふえているというふうなことになるかと思っておりますけれども、ほかの市町村が例えば増減というふうなことも要因としてあると思っておりますので、そういったところが増の要因になっているというふうに考えております。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**2番** 92ページ、93ページ、観光費の中の町民ゴルフ大会事業委託料がありますけれども、この委託料の目的は、町としての目的はお伺いします。

**まちづくり課長** 町民の健康づくりの増進と、県民ゴルフ場の利用拡大というようなことを目的としてございます。以上です。

**2番** 町民のための健康づくりということで、委託先が県民ゴルフ場に去年、昨年度はやってもらって、運営上の都合なのか知りませんが、雪が降る前の時期に何とか開催することができ、また、その中でも町民の参加率がかなり低かったという認識があるわけでありまして、やはりそういうことを考えると、町民のためだとするのであれば、町内にもゴルフの愛好家、

愛好会なるものがあるわけですから、そういうところに事業委託をしていくのが本筋ではないのかなと、私は考えますが、いかがでしょうか。

**まちづくり課長** まず、時期的なところというふうなことで11月に開催になったわけですが、まず、ゴルフ場のほうの利用が大変多くございまして、ゴルフ場のほうに町民ゴルフ大会の開催をお願いしてきたところではございましたけれども、なかなか日程がとれないというふうなことがあって、その時期までずれ込んでしまったというふうなことに對しては、おわび申し上げたいなというふうに思います。

さらに、委託先というふうなことではございますけれども、まず、町民の健康とゴルフ場の利用拡大というふうな2つの大きな目的を掲げておりますので、こういったところで実施していただけないというふうなところがさらにゴルフ場以外でもっともっと効果が発揮できるというふうなところがございましたら、またそういった意見もお聞きして、検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

**2番** ぜひやっぱり時期が来てから、ここを押さえるというのは大変難しい人気のあるゴルフ場でございますので、早目にその団体も決めて、早目に押さえるということが一番の先決なのかなと思いますので、そのように行っていただきたいと思います。

**5番** 92ページ、7-1-1観光費の中で、金額は少ないんですけども、非常におもしろい名前があるんで、新庄・最上をげん気にする会負担金4万円とありますが、この会の内容といえますか、どういうふうな活動を行っているのか、聞いておきたいと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

---

午後 2時05分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**まちづくり課長** 新庄・最上をげん気にする会というふうなことでございますけれども、新庄駅のゆめりあを中心として、いろいろと事業を展開してございます。事業の内容については、ナイトバザールというふうなこととか、新春の餅つき大会、新庄雪まつりの当夜祭、当日の夜の祭り、こういったところを開催してございます。以上です。

**5番** 活動内容はわかりましたが、この組織はどういうふうになっているんだべや。

**まちづくり課長** これも最上8市町村が構成団体となっております。それから、代表としましては、済みません。押切六郎様が代表となっております。以上です。

**まちづくり課長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** 7-1-4商工振興費の中で、勤労者融資制度資金原資貸付金600万円とありますが、今の金融機関はどこでも金余りの中で、こういうふうな原資を出さないと貸してもらえないと

いうふうなことで600万円を出しているというふうなことでしょうか。

**まちづくり課長** この内容につきましては、労働金庫さんが相手というふうなことで、この目的に沿った形で利活用していただきたいというふうなことでの内容になってございますが、なかなかやはり借り手のほうというふうなことで、今金利も大変安いというふうなこともございまして、進まないというのが現状かなというふうに感じているところでございます。以上です。

**5番** 今の状況の中で、原資をいただいて、昔ですとその原資を運用して利益を得る。さらには貸して、そっちから利益を得るということで、原資というふうなところが必要であったわけでありまして、昨今の運用状況が厳しい中で、別に原資をもらってもそっちからの収益というのはほとんど見込めないんじゃないかなというふうなことを考えていくと、本当に労働金庫で原資を必要としているのか、そういうふうなルールだと言えればそれまでなんでしょうけれども、少し検討してみる余地があるんじゃないかなというふうに思いますが、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

**まちづくり課長** この制度そのものというふうなところとしては、勤労者のための融資制度というふうなところを前提としてございますので、できるだけそういった目的のために使ってほしいというふうなことで、実際に運用というふうなところまで突き詰めていくと難しいというふうなところもございます。制度的な存在がございまして、こういったところをぜひ勤労者の方々にも使っていただけるようにというふうなことで、利活用を促していきたいというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**まちづくり課長** ほかに質疑ありませんか。

**1番** 済みません。96、97、商工費でございます。都市と農村交流事業の中で、今回、雪交流事業委託料、今回新規で入っています。これは夏の事業ということで、町長、以前におっしゃっていますけれども、これの雪交流なので、雪の準備はどのようになっていますか、お聞きします。

**町長** 残念ながらですね、芳しくない状況であります。ただ、何とか夏まで残していけるようなところでやっております。そんな状況です。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第7款 商工費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時15分 再開



**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** 第8款 土木費を審査します。これより第8款 土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番** 100ページ、101ページ、8款2項除雪対策費の中にある修繕料についてお伺いします。今年度は3,000万円ほど計上していますが、昨年度は2,000万円、1,000万円ふえたわけですが、その内容というか、どういう経緯で1,000万円ふえたのかお聞きします。

**地域整備課長** 除雪対策費の修繕料でございますが、今年度3,000万円計上しております。主な内容としましては、除雪車の車検費が主な金額になっております。あとは一昨年よりふえた要因としましては、やっぱり車両そのものもいろいろと老朽化しておりますので、そこら辺、やっぱり見積もりをいただくと、若干高くなったというところでありまして、昨年度よりはふえているような形になっております。以上でございます。

**2番** そうすると、やっぱり老朽化も含めて機械も新たにふえたこともあろうかと思えますけれども、そういう意味合いの中で修繕料もふえて、多くなれば当然、機械が多くなれば、修繕費、また古くなればかさむというのは理解できますけれども、なかなか厳しい予算の中ですから、でも、壊したものを直さなければ絶対にならないと思えますので、そういう経費だということをお伺いしました。わかりました。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、100ページの河川費8-3-1の101ページの河川公園管理の工事請負費5,100万円ほど、この事業内容について質問いたします。

**地域整備課長** 河川費の工事請負費でございますが、一昨年というか、去年の8月の豪雨災害で河川公園のご存じのとおり多目的広場が被災しております。それら関連の復旧費を平成31年度計上しておりますので、その分でございます。以上です。

**7番** つまりあそこの川の中にある公園の工事をやるためだけの5,000万円ということですか。その内容というふうに聞いたつもりなんですけれども。その内容はどういう工事になるんですか。

**地域整備課長** 正確な金額まではちょっと手元に資料を持ってきていないんですが、多目的広場の舗装工事6,000平米でございます。まずはその分でございます。あとは同じく多目的広場の脇にある噴水の工事、さらにはちょっとお待ちください。済みません。失礼しました。主な工事が今言った2点、さらには雑工事として小さいのも出てくるんですが、イベント広場の舗装工事がメイン工事となります。あとあわせて噴水等々の工事になります。以上でございます。

7番 この工事とあわせてるからどうかわかりませんが、第3町内会から畳屋さんとか、大工さんがあるところから公園内におられる階段なり、スロープなりがあれば、非常にわか鮎祭りに行くときも楽だという高齢者の方の意見があります。こういう工事費に組み込めるかどうかわかりませんが、ぜひそういったところも加味しながら、工事をやっていただきたいなというふうに思うんですけども、初めてでしょうか、こういうあそこに丁字路のところにスロープなり階段が欲しいというような話があるというのは、初めて聞くようなことでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

---

午後 2時23分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、今現在、階段口は設置になっております。さらにスロープの件でございますが、町としましても一応県の河川敷になっておりますので、勝手にすることはできません。それで、県のほうには要望ということで上げておりますが、なかなか難しいみたいです。そんな中で引き続きそういう車椅子であったり、そういう体の不自由な人が河川敷に入れるような坂路については要望してまいりたいと思います。以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 ちょうど皆さんページをお開きなので、上の8-2-3除雪対策費の町道除雪業務委託料1億2,000万円の内訳じゃないですけども、これは道路を除雪する費用、例えば10センチ以上降ったら除雪する費用、だけれども、委託費用なのか、これには排雪、これから計画しているかもしれませんけれども、排雪作業等々はこの委託料外なのか、そこら辺を確認いたします。

地域整備課長 この1億2,000万円につきましては、今言われた排雪料も含めまして、あとは消雪の点検委託料であったり、全て含みの1億2,000万円です。以上です。

4番 であれば、ちなみに配分といいますか、年間稼働する平均的な稼働日数に掛け算して出た時間帯、あと排雪料は、排雪する平均的な割合で予算を組んでいると思いますけれども、この金額の仕分けした場合にはどういうふうな配分にしておりますか。

地域整備課長 はい、内訳でございますが、まずは手元にあるのは排雪分です。排雪分と、あとはそれに付随したもろもろのポールを設置、撤去でありましたり、現場監理委託、あと待機補償でございますが、そこら辺を含めて2,700万円ほどになります。その残りが通常の各工区の委託料となっております。

**4番** はい、そうすると大体2,000万円近くが道路維持管理の700万円引いたとしても、2,000万円近くが排雪の主な業務に向けての予算かなと思います。共助、自助云々というような形の、云々というのは大変失礼、の言葉を使えば、雪国であることは間違いないし、雪の置く場所も舟形町の場合はロータリー主役なので「排雪しないと置かせないは、来年から」という、この言葉を聞かれるのがいよいよ3月の10日以降15日あたりからかなと思います。ことしは去年から見れば半分以下ぐらいで、さらっと散らばすだけで消えるような状況であっても、持っていかないと、来年から置かせないという言葉を担当者がよく聞いて頭悩んでいるかと思えます。戸沢だか、どこかの地区であると排雪は基本的にはしないと。もしも排雪だと思ったら、住民協力のもと、要するに費用負担等がありながらでないといけないという地区も最上地区にはあるわけです。例えば堀内地区は排雪なんて来ないと、おれらのところは雪多いけれども、排雪来ないけれども、雪ないところ雪早く消えるところだけ排雪を先にすると。なんというふうな意見ももらいます。こういう排雪をこれからもずっとやっていかなければいけないかもしれませんけれども、やっぱり協力を得るというふうなやり方、堆雪場所を確保するのもしかりですけれども、協力を得るということを町民に理解してもらうような施策の対応、検討をお願いとか、そういう対策はどのようにやっていますか。

**地域整備課長** ただいまの堆雪場所の排雪の件であります。舟形町の除雪は過去からずっとそのような形でやってまいりました。そんな中で、除雪サービスは郡内トップレベルと担当者では考えているところがございますが、そんな中で、やっぱりおっしゃるとおり、雪は時期が来れば消えます。そんな中で、いろいろと置かせてもらっている方にも、ご理解を求めているところなんです。なかなか難しく、そこら辺はうまくいかない状況でございます。しかしながら、そのような形で、今後ますます厳しくなっていくと思っておりますので、いつかの段階ではやっぱり形で検討してまいらなくちゃいけないと考えているところです。そこら辺も含めまして、上司と検討しながら今後除雪計画の作成をしていきたいと考えております。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** ページ102ページです。8-4-2です。住宅整備事業で、住宅整備事業費、午前中、2款でも申しあげましたこの住宅促進の関係でございますが、測量設計工事請負、用地購入費でございますが、この用地購入でございますが、大体の場所というのか、もう決まっていると思えますが、これからこの予算が通れば我々町内に回って、予算の内容の説明に回ります。この造成の場所と、次に9款で出てきます都市防災設備の場所もでございますよね。そのあたり、大体のところを教えてくださいな。町民の方にもこれから説明に向かうので、その内容あたりを教えてくださいなと思えます。

**地域整備課長** 定住促進団地の整備事業の事業箇所でございますが、宅造る場所でございます。

前もって内示会の資料の中では、ハリヨ地内ということで明記されていると思うんですが、一応予定する場所ですが、旧舟形小学校跡地がございますが、今ひだまりであったり、前もって前段で宅地造成もしたところなんです、その隣接するすぐ隣の場所になります。

**委員長** 暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時31分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**6番** 今ひだまりで造成したその続きということでございますが、ちょっと現場に行っていないでわからないから、ひだまりの住宅今あって、こっちに民家がずっと四、五軒あって、その裏って、何か、今田んぼですか。何か余り広くないようなすぐそして山じゃないですかね。これ何平米でしたっけ。造成で8,315平米。もっとうこう向こうに出る、何というのかな、あの辺で一緒にこうなるのはいいですけども、余りごちゃごちゃとなるというような感じ、今初めて聞いたので、そんな感じがしたので、私の感想ですけども、場所わかりましたので、結構です。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第8款 土木費についての質疑、審査を終結いたします。

第9款 消防費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第9款 消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6番** じゃあ8款の続きで、さっき申しあげましたその今度防災センターの場所を具体的にどのあたりだかお伺いします。

**危機管理室長** 防災センターになりますと、役場の保健センターの隣接地、以前から購入していた土地のほうになります。

**町長** 防災拠点については、今、危機管理室長が申しあげたところでございますが、お聞きになりたかったのは、福祉避難所につきましては、先ほど申しあげました宅地造成地のさらに東側ということで、保育所の道路向いというふうな形になるかというふうに思います。

**6番** 大変失礼しました。そうしますと、その福祉避難所は道路向いと言いますと、意外とさっきの宅地造成が民間の住宅の裏側になって、今度その福祉避難所が今度道路側に出てくるわけですか。その造成地というのは続き、宅地造成と福祉避難所の土地というのは地続きですとそこ町の土地になるということなんですか。

**町長** 福祉避難所と宅地造成地の間には、現在も農道がございます。農道をいずれ町道にしてと

いうふうなことで、さらには現在のひだまりタウンのほうとも連携するような道路というふうなことで考えておりますので、一連の敷地ということではなくて、道路で一応そこで境界をつくりながら、福祉避難所と宅地造成地というふうにしていきたいというふうに思います。いずれにしても、教育委員会のスクールバスの車庫からひだまりのところまで一帯として、町として整備をしていきたいというふうに考えているところです。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第9款 消防費についての質疑、審査を終結いたします。

第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** ここで、説明交代のため暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

---

午後 2時38分 再開

**委員長** 会議を再開します。

質疑ございませんか。

**7番** 122ページ、これは10款4項3目文化財保護費の中の2-3の内容になりますけれども、国宝「縄文の女神」関連事業とか、西ノ前遺跡公園女神の郷管理事業、100万円前後の予算がとられておりますけれども、この教育費の中に置いて、この項目を教育費の中に置いて、教育機関として使う時期は過ぎたのかなというふうな気がいたします。つまり、商工観光に移って、そして移らせて、そして五輪のときにアピールしたいなどというときに使うべきではないのかなというふうに思うんですが、ここら辺を教育費の中に置いているこの予算で置いている理由についてどういう考えを持っているのか質問いたします。

**町長** 2番目の国宝「縄文の女神」関連事業につきましては、これは観光事業とは全く異なるものでございまして、国宝「縄文の女神」に関するさまざまな普及、啓蒙とか、その知識を普及するための事業というふうなことで予算計上しているものでありますので、文化財、学術的な見地からの予算というふうなことでございます。同様に、西ノ前遺跡については、文化財としての遺跡を保護するという意味の公園整備でありまして、観光の目的というふうな部分の側面もあるかもしれませんが、本来の意味としまして、西ノ前の遺跡というふうなものをしっかりと保護、保全するというふうなことでございまして、観光的なものについては2款のほうで出しましたけれども、文化財の観点からは離れる観光的にグッズを販売したりするというふうなものでございまして、こちらについては先ほど述べたような理由で10款のほうに置かせていただいております。

**7番** 教育機関の中にこういったものを置いておくからには、やはり児童生徒に対しての教育的役割というのがあると思うんですけども、この事業内容を見ますと、例えば3の西ノ前の公園の遺跡女神の郷管理事業とかって、簡易トイレのし尿の汲み取りとか、そういった清掃事業とかのみになっておるわけです。こういったものも含めてなんですけれども、やはり先ほどの商工観光費の中に出てきている観光物産センターと将来的にはリンクさせて、あそこの公園を観光地として持っていきたいというふうなことがあって、観光物産センターを駅に移したという経過もあるはずですよ。ですので、やはり観光目的に使うというものと、教育に使うという目的のものと、きちんと分けて、そしてこの女神の郷というものを管理していくべきではないのかなというふうに思います。つまり、この3、少なくとも3は観光物産とかに入れて、観光にも使っていけるという、そういう目的のために使うべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**町長** 委員のご指摘もあるだろうとは思いますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、遺跡を保護するという意味での公園整備でありますので、あそこの公園で観光客を大幅に見込むというふうなことはできない施設だというふうに私は思っておりますので、そういった中で物産協会との観光物産センターとの連携というふうなことはあるにしても、あそこで大型バスを呼んでどうのこうのというようなことにはならないというふうに思いますので、この点については、ご理解をいただくしかないというふうに思います。以上です。

**委員長** ここで会議の途中ではありますが、本日3月11日で、東北大震災より8年となります。震災によって亡くなられた方々に対し黙禱をささげたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いします。黙禱。

(黙禱)

**委員長** 黙禱を終わります。ありがとうございました。

それでは、審査を開始します。

**7番** もう一度言いますが、観光物産センターを駅に移したのは、若あゆ温泉地域から駅に移したという一つの理由に、西堀地区にあるこの西ノ前遺跡、これとの連携をしていきたいという思いもあって、それであそこに観光物産センターを移した経過もあります。それを生かし切れているのかなというふうに思う点もあるものですから、やはりリンクしてやはり観光地としてやっていくべきものだと思います。

さらに、この上のほうの国宝の女神の縄文の女神の関連事業ということで、子供たちに年に1回でも2回でもいいから、やはりここだよというような教育、そういったものを行っているのか、そこら辺のところを質問いたします。

**教育長** 縄文の女神の関連事業のその質問ですが、学校の子供たちというふうなことでございますが、まず、女神の活用とまた文化財の活用につきましては、例えば3つの視点でやって

いかになくちゃならないというふうにも思っております。知る、守る、活用する。でございます。つまり子供たちには、女神の価値であるとか、文化財の価値を知らせる。それから守る。文化財的価値を守っていくんだというそういう視点。そして3つ目が、活用する。これは遺跡の活用であるとか、遺跡地ですね。そういうふうな活用というふうなことになるんだらうというふうに思います。

それで、ちょっと先ほどまで出たのが、活用がちょっと混乱している。つまり我々の視点からの活用と、それから観光用の活用、これが時々ごっちゃになってしまう。というのが、先ほど委員が言われたことだらうと思います。それで、私どもは2と2、これについては特に5年生、例えば5年生ありますが、都会から世田谷の子供たち来たときに活用を、必ずあそこに立ち寄って、そしてめぐっていくというふうな活用、取り入れていますし、4年生のときに、舟形町の価値あるところというのかな、非常にいいところという、そういうふうなところを勉強するところがあるんですよ。それを勉強してまとめて、例えばその世田谷の子供たちに壇の上から教えます。そういうふうなことがあって、4年生と5年生で最低あそこの地の勉強はさせるというふうなことをしておりますので、よろしく願いいたします。

**委員長** 本日の審査はここまでとします。あすは午前10時より開会します。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時48分 散会

平成 31 年 3 月 12 日 (火曜日)

予算審査特別委員会会議録

(第 3 日目)



平成31年予算審査特別委員会第3日目

平成31年3月12日(火)

---

出席委員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席委員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課課長補佐	曾根田 健
副町長 庄 司 雅 人	住民税務課課長補佐	大 場 正 江
総務課長 伊藤 幸 一	住民税務課課長補佐	大 場 君 博
まちづくり課長 小野 芳 喜	住民税務課主事	松 原 峻
健康福祉課長 叶内 範 夫	健康福祉課課長補佐	沼 澤 伸 一
住民税務課長 須 貝 孝 子	健康福祉課課長補佐	高 橋 真 澄
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課課長補佐	森 祐 子
農業振興課長 伊藤 誠 宏	農業振興課課長補佐	斎藤 雅 博
会計管理者 相馬 昇	地域整備課課長補佐	伊藤 秀 樹
危機管理室長 伊藤 茂 樹	地域整備課課長補佐	伊藤 英 一
教育 長 齊藤 涉	地域整備課課長補佐	相馬 広 志
教育課長 八 歙 照 光	教育課課長補佐	鍛 冶 紀 邦
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	教育課課長補佐	沼 澤 豊 通
総務課課長補佐 沼澤 一 征	選挙管理委員会書記	伊藤 幸 一
総務課課長補佐 佐藤 仁	農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 齊藤 洋 一	主 事	伊藤 優
---------------	-----	------

---

本日の会議に付した事件

議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について

議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時00分 開会

**委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

---

議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

**委員長** これより10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番** 108ページ、10-1-2事務局費、いじめ問題対策委員報酬並びに5段下がっていじめ防止対策委員報酬とあります。これはそれぞれどのような方が何名おるのか。

**教育課長** お答えいたします。いじめ対策委員報酬とありますけれども、これについては人数は4名になります。この委員の中身につきましては、大学院で山形大学の講師ということで1名、あと法律事務所ということで1名、臨床心理士1名、社会福祉士1名の4名になります。

いじめ対策防止委員会、下のほうの報酬費であります。これにつきましては各学校長、町の連絡協議会、PTAの連絡協議会の会長1人、児童相談所中央児童相談所の1名、人権擁護委員1名、駐在所1名、教育事務所長1名、教育委員会から教育長ということで8名で編成されております。

**4番** 舟形町でもいじめ問題については大きい事件が出ていましたからいろいろ長きにわたって大きな課題となっていると思います。その中で、いじめに対しての捉え方が近年変わってきているはずですが。なおかつ、調査をしながら報告はしなければならないというものも義務になっておると思います。平成30年度、今現在までどのような重要案件が確認されて報告されていきますか。

**教育長** ことしの12月末の段階の小学校の件数は2件でございます。中学校につきましては29件でございます。いずれも、小学校のほうは一応解消ということでございます。中学校のほうはこの時点では15件が解消で、14件は引き続き見ていこうという中身でございます。例年、小中での人数違うわけですが、これは小学校全学年に聞きますと、特に低学年がかなりの子供が嫌な思いをしたという言葉、そういったことがほとんどの子供が出ますので、件数としては100件以上は超えるということになりますので、そこから各学級で担任が全てに当たりましてこのような形でまとめて方向いただく。逆に、中学校は全てを、アンケート結果全てを出しております。その結果、このような形で29件ということになってございます。内容は言葉という、嫌なことを言われたとかそういったところが最も多いと捉えておるところでございます。以上です。

**4番** 小学校、中学校のデータを伺いましたけれども、保育園もあるわけですが。保育園の幼児、例えば聞く話ではトイレをしていたら男の子にのぞかれたとかいうすごく嫌な思いをする場

面があるそうなんです。小さいころから指導するという形のいじめ対策というのかなり必要かと思います。

もう一つは、今アンケートで調査している内容というのは学校内で感じている、起こっている面のいじめに関してのデータだと思います。しかしながら、今現在安全の関連であるか子供から迫られてだかわからないですけれども、スマホを中学生の時分よりも下がって小学生にも持たせるという社会的な現象になってきております。テレビ番組では3年A組という番組が、ドラマがありまして、要するにスマホでのいじめ、SNSでのいじめによって心身障害になってきて言葉の暴力というよりは文字の暴力、これが社会問題に今なっている現象であります。スマホに関して舟形小学校でも若干に問題になったときがありました。こういう対策についてもこのいじめ対策委員会の中でちゃんと調査なり指導なりという形をとっているのか。それとも、学校側、教育委員会側でスマホに関してのいじめが発展する、見えないところでちくちくといじめの超えた心身障害になって自殺まで追いやられる子供がいるはずなんです。そういう子供が出さないようにするための対策は今現在どのように考えておられますか。

**教育長** 特にスマホにつきましては舟形小学校も全国的に起きている事案と心配されるようなことがございます。それで、そういったことをいろいろ情報共有しながらやっていかないとだめな時代になっております。つまり、舟形小学校だけではなくこの近隣も含めていろいろな対策を一緒にやっていくということになっております。それで、スマホにつきましては毎年何らかの形の事案、そういったことの心配される事案は出てきますので、例えばSNSにかかわるそういったLINEの方を呼んで必ず学校の中で指導しています。それからもう一つは警察の方を呼んで指導を行う。もう一つは広域的に非常に心配な事案がございますので、そういったところ、広域的ではなしに低年齢化ということもございますので、そういったところをどうしていくかというのが即効薬はないという前提で、低学年の保護者に全員に呼びかけて聞いていただく場を設けていかなければならないのではないかとことを昨年度のこういった会議の中で出てきておりまして、低年齢からの指導をしていくための場を設けていこうということになってございます。

保育園の会議の中で保護者が全員集まる場を捉えて、一つは新庄警察署の方が来て最上地区舟形町で心配される事案が低年齢、つまり就学前からしていかないと大変なんですということを話ししていく場を来年度考えてございます。それから小学校、中学校の校長からまず実態をその場で低年齢から保護者が注意して見ていかないと非常に小中ではこのようになりますというあたりも含めてやっていこうという次年度への対応は今年度中にやってございます。といいますのは、一番ショッキングなのは1歳児でももう動かしているんだ、スマホをいじって画面をこうやって1歳児がスクロールというんですかどンドン自分でしていくようなそ

ういうスマホ子育てをしながらせざるを得ない事例が新聞に出ておりましたが、そういう時代になっております。そういうことも含めまして、何とか低年齢のうちからそういった危険性を啓蒙して、そして意識化して耳を傾けていただきながらスマホ対策をやっていかなければならないということで現在考えているところでございます。以上、よろしく申し上げます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**1番** 110、111ページ、2目の事務局費でございます。その中で111ページの日本一の給食食育推進事業の中で教育用器具費100万円でございます。これの内容についてお聞きします。

**教育課長** この予算につきましては器具費とありますけれども、昨年食器のトレーを準備はさせていただいたんですけれども、食器、はし等も随分各統合前のものを使用しておりますので、その備品を買う予定でおります。

**1番** 昨年も100万円予算を計上しまして、おひつとかいろいろ買うということでございましたけれども、昨年の100万円でそういったトレーとかはそろわなかったんでしょうか。

**教育課長** 昨年の100万円ですとトレーだけの準備で終わりました。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 同じページです。10-1-2で今1番委員が質問したその上です。3番目の項目で下から4項目、学校業務運営管理費等負担金、今年度31年度の大きな目玉と申しますか予算化してございますが、ほかの項目を見ても給食調理業務員、例えば給食業務員ですが、まだ臨時の方が残っている予算化している部分がございますが、この方についてはこの新しい対象策と申しますか改善策には要件に満たなかったということで個人の意思の問題だと思っておりますが、どういう関係で要件があわなくて今のまま臨時のまま残っているのか、そのあたりをお伺いします。

**教育課長** これについては今ご質問あったとおり、本人に要望等をお聞きしております。面談しております。その中で規定にある年齢にあわなかったりしているのが現在残っている1名であります。58歳を超えていることとなります。そのための1名の調理師の資格を持っているのでぜひお願いしたいということで1名お願いしております。

**6番** わかりました。新しいこの対応措置でこのカラーの図面がございますが、3者の関係イメージがございます。出向先と出向先になります公社とその業務員の方の契約はよろしいんですが、その後この契約者、業務員の方が教育委員会とも契約をしていますよね、この図でいきますと。二重契約ということにはならないんですか。公社と雇用契約をして、さらに教育委員会と契約をしている形でございますが、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。普通考えればこちらの会社と契約してまた別の会社と契約して勤めるという話になってしまうかと思っておりますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

**副町長** お答えを申し上げます。派遣の場合ですと派遣元の身分という形になるんですけれども、

出向の場合は出向元と出向先と両方の社員の身分をあわせ持つというのが出向のやり方なんだそうであります。ですので、出向の場合は出向元である振興公社と業務員・調理員の方が当然雇用契約あって、その上で出向先であります教育委員会と振興公社が出向契約を結びます。その上で教育委員会と業務員・調理員の方が雇用契約を結ぶという形で、振興公社とそれから教育委員会の両方の身分をあわせて有するようなやり方、これが出向のやり方ということになっております。ですので、法的にこのようなやり方を想定をしているようでございます。

**6番** 法的に出向の場合はそうなので別に構わないといえますか許されているという話ですか。わかりました。あと、この中見ますと今回こういう仕組みをつくって公社の方と新しく出向社員となった業務調理員の方等々おりますが、その方が人事交流のような形もなるという話ここに書いてございますが、それは極端なことを言えば今回小学校の例えば調理業務になった方が温泉のほうに行行って調理をしたり向こうの方が学校に行ったりと、そういう全部中の公社の中でのそういう人事交流というのを考えておるんですか。

**副町長** 人事交流というよりも、業務員・調理員の方々が振興公社の社員になるわけでございます。ですので、毎年度人事異動の対象になってくるということで、例えば来年度学校の調理員として勤めていた方が翌年度、今度は温泉の食堂に調理員ということで異動する場合もあり得るということでございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**5番** ページが120ページ、10-4-3文化財保護費でありますけれども、昨今の文化財関係を見ますと縄文の女神関連が大きく経費として使われておりますが、これまで舟形町の文化財ということで非常に各集落にあります文化財についていわれ等について看板等を設置してやってきた経過がありますが、最近の状況を見ますと非常にこれまでの文化財についてきちっと対応されていないし、さらには子供たちにその女神だけではなく舟形町にこういう文化財があるんだということも非常に薄くなってきている感じしております。そういったところで、愛郷心を育むという教育であれば縄文の女神だけではなく各集落にあるいろいろな歴史遺物等についてのいわれ等の看板等を設置、きちっと設置されているのか点検をして、さらにはそれを使って子供たちの教育ということを考えていく中で、予算が10万円。123ページに町指定文化財補助金10万5,000円、これしかないような感じなんですけれども、この辺について教育委員会としてはどのような考え持っているのかお聞きしたいと思います。

**教育課長** お答えいたします。今のページの補助金についてですけれども、これにつきましては松橋薬師如来と堀内の田植え踊り保存会の補助金と親杉、この3カ所だけの補助金になります。だから、この金額ということでこの3カ所だけの補助金対応しております。

**委員長** 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

---

午前10時23分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**教育課長** お答えいたします。今の答弁した3つの場所につきましては、管理運営する組織があります。それに対する補助金であります。町の指定文化財としては15カ所あるんですけれども、これの看板はつけてはありますけれども、確認までは行っていなかったです。

あと、この文化財15カ所につきましても今後管理運営組合等ができて運営しなければならぬときには町で対応して補助金で対応していきたいと考えているところです。以上です。

**5番** そうしますと、今言った回答していただいた15カ所について別に新たな管理するための組織がなければいろいろな看板の整備とか公園、その管理というか整備といいますかそういったところは町としてはこちらからは協力的な働きかけはしていかないということなんでしょうか。町としてせつかく15カ所あるとすれば、看板等の確認をしてさらには学校とも協議をしながらそういったところも縄文の女神と一緒にこういう文化財があるんだということを周知していくべきではないかと思いますが、この辺について考えはないのかお聞きしたいと思います。

**教育課長** お答えいたします。今のご質問ですけれども、15カ所、看板の設置につきましては今後確認をしながら看板の設置をしたいと思っております。この文化財全体に関しては小学校、中学校に関しても5年生になると三光堰とか社会で勉強に入ります。そんな形で授業にも取り入れながら文化財を紹介しながら授業にも取り入れていくように指導はしてまいりたいと思います。

**5番** ぜひ前のほうに文化財保護委員という方もおりますので、これらの方々と相談をしながら看板ないところについてはきちっと看板を設置して、そしていつ行ってもそれを読めばその文化財が理解できるような看板をして、そして地域もそうだし、子供たちに対しても愛郷心を育むというところで活用していただきたいということを要望します。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**1番** 120ページ、2目の公民館費で121ページ、ここに下から11行目に特殊建物定期点検検査委託料がございます。この特殊建物というのは何を指しているのかお願いします。

**教育課長** お答えいたします。特殊建築物定期検査ということですが、特殊建築物ということでは住民とか固定したお客さんに限らず人が入る場所であって、3年に1回の検査が必要となっております。その検査料が31年度は3年目になるということで検査に入るということ。

**1番** よく今わからなかったんですけれども、特殊建築物とは何を指しているのか。

**教育課長** 公民館建物全体です。そのものです。

**1番** 不特定に入るといことですけれども、公民館、いろいろあります。これは、例えば中央公民館のみを指しているのか、ほかにも幅のコミセンも指定管理者として町で扱っていると思うんです。そこら辺、どこの範囲を指しているのか。

**教育課長** 大変失礼いたしました。この特定建物につきましては中央公民館だけです。のみです。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 114ページ、115ページです。10-2-4 児童交流事業費で今年度167万円9,000円計上してございます。数字的には毎年同じような数字でございますが、この数字ではなく長年この交流事業やってきているわけですが、何か保護者の方から聞くと大分大変だという話も、ホームステイで大変だという話もございますが、このあたり、今後の事業の取り扱い方、相手方の東京の学校の考え方とか今の状況、どんな感じなんでしょうか。

**教育課長** お答えいたします。この交流事業につきましては今おっしゃったとおり受け入れのほうで人数が毎年ふえていまして、前だと1対1、1対2で交流はできたんですけれども、現在は1対4とかということで4人を受け入れなければならないということで、父兄たちの負担度がふえておるとことは確かであります。それに伴いまして、世田谷との今年度今後どうするかと今年度打ち合わせしました。その結果、31年度は今までどおりPTAの父兄たちとも学年担当する父兄たちともお話ししまして、今年度を最後に民泊をなしにしようということで、ことしは受け入れることで保護者から理解を得ているところです。ただ、世田谷としては今年度も舟形町と交流をこのまま続けたいということで、形を変えて今後実施する予定です。このやり方については民泊をなしにして実施する予定であります。以上です。

**6番** 子供たちの少なくなっていくって、そういう形になっていくのかな。町がこの五ツ橋もそうになって民泊なくなって取りやめになってしまったわけですが、小学校もこういう形で来年度はもうホームステイがないということですが、五ツ橋にしてもこの秋季交流事業にしても民泊がメインだと思うんです。それがなくなるとなると子供たちも一番楽しみにしているそれがなくなると交流事業の意味がなくなるような感じもするわけですが。受け入れ側の体制のことも大変重々わかりますので、民泊にかわる何かもっと子供たちが楽しめるような交流事業、ずっと長く続けられるような交流事業にしていきたいと思っておるところですが、何かそのあたり、町長よい考えございましたらよろしくお願ひします。

**町長** よい考えは今すぐにといいことでお答えできるものはございません。ただ、向こうも世田谷の小学校も統合した関係もありまして児童数が多くなってきて、一方、舟形小学校の子供たちにつきましては減少の傾向があるものですから、先ほど教育課長が申し上げたとおり、1件の家で受け入れる子供の数がふえてきているということの中で、逆にこちらの子供のほ



うが恐縮しながらというお話も聞いております。そういったところで、別の体験実習館とか、今のところ神室少年自然の家とかの検討なされているようでございますけれども、そういった中で実施していくということでもあります。ただ、民泊については非常に有意義なものだとは思いますが、ただ、今の現状で考えていくとかなり厳しい状況にあることは間違いないと思いますので、そのかわりとなるものの思い出づくりについては教育委員会を中心に考えていただいて、できる限り舟形町に来ていっぱい思い出をつくっていただけること、そしてこちらの子供たちが秋には東京に行っているいろいろと交流ができるような、その友達関係をつくれるようなそういう事業に継続して続けられるように頑張っていきたいと思っております。

**6番** この事業、子供たちの民泊はメインでございますが、それだけではなくその後の世田谷なり向こうの町内会といいますかそのつながりができて、都市交流事業というんですか、さまざま向こうに行って品物を売ったり買ったりそういう事業まで効果的に波及している事業でございますので、何とか何らかの形でこれを続けていけるような施策を教育委員会として考えていただきたいと思っております。教育長、何かお考えあればよろしく申し上げます。

**教育長** まず、本当にこの交流の一番の価値は民泊だろう、ホームステイだろうということで進めてまいりました。その結果、しかしということで本当に保護者のご負担を感じていたということがございます。意義は物すごく大きいものがありますが、我々としてはホームステイを何とか維持したい、もしできなければ一考をお願いできないかとか、あるいはホームステイであちらのほうで絞ってというか人数にあった形でどうだろうとか、いろいろな提案これまでしてきたところでございます。ただ、なかなかあちらの学校の舟形にかける熱い思いがありまして、一考とかあるいは何人かとか絞ってというそういったことはだめだと。とにかく、舟形に行きたいんだということがございました。そういう世田谷の一番の熱い思いを受けとめる形の交流をまず考えていきたいと思いますということで今年度、まずは今年度は対象の今現在の4年生の保護者に何とか来年は大変だけれどもホームステイをやれそうなのでお願いしたいということはあるんですが、その下がたつと本当に大きくアンバランスになりますので、ちょっとそこからは無理なんだろうということもございまして、まずは交流はするというをしながらあちらの学校受け入れ、そしてこちらからも行くというそういった合意でスタートしたところでございます。集団宿泊という形をとった形でとにかく次年度は、つまり20年度はやっていこうということで現在進んでおるところでございます。よろしく願いいたします。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**7番** それでは110ページ、10款1項4目のスクールバス管理費の中に111ページを見ますと運転手等雇い上げの賃金として155万2,000円、これは去年と同額。次のページを開きますと113ペ

ージにスクールバス運転委託料1,791万円ということで、運転手としての雇い上げとスクールバスを委託しているという部分と2つ出てきます。この理由について質問いたします。

**教育課長** お答えいたします。スクールバス運転委託料につきましては、1年間ということで9名のバスの運転手を委託しております。これにつきましては朝・夕がたの登校下校時の運転の委託料になります。そして、運転手雇い上げ賃金とございますのは、これにつきましては日中の授業、あとクラブ活動の送迎、土日の遠征とかその支払いに使う賃金を150万円ほど上げさせていただいております。

**7番** そうしますと、例えばこのスクールバス運転業務、委託している先はどこなのか教えらるなら教えてほしいんですけども、この運転手雇い上げ賃金として日中とかの授業とかクラブ活動に行く人は同一人物ではないということなんですか。そう聞こえますけれども、雇用体系が違うということでスクールバスの補償とか事故を起こした場合の補償とかそういったものも全てこの2つは分けられているという考え方のもとにこういった計上になっているのか質問いたします。

**教育課長** お答えいたします。今おっしゃったバスの補償につきましては同じでございます。ただ、運転手については同一者もおりますが、役場に臨時で登録されている方の利用もございます。どうしても都合がつかない、運転手契約、朝晩の契約したと違う形で確保しておかないと対応しきれないところがありますので、その分でございます。

**7番** そうしますと、スクールバスの運転手の業務委託先も教えられるなら教えてほしいですけども、運転者がここで同じだということは運転業務委託料、朝夕運転している運転手の方々が委託先からも給料をいただいて、そして日中とかクラブ活動のときは今度は町からもお給料をいただく、日当をいただくという形の支払いのもとにこの運転手を雇用しているというそういうことになるんですか。委託先からも給料いただいているわけですね。

**教育課長** うちの113ページのバスの運転委託料につきましては、現在9名おります。これにつきましては9名の金額でありますけれども、前のほうについては委託料については個人でございます、9名の個人委託です。業者委託とかではございません。個人9名との委託になっております。前ページの155万円2,000円につきましては、これにつきましては個人委託の方も運転は業務に当たるんですけども、これは後ろの運転業務個人委託の場合の時間外と考えていただいても結構かなと思います。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第13款予備費に質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これをもちまして議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前10時47分 再開

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算

委員長 議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましてはページ、款、項、目を明言され、簡潔をお願いします。

**7番** 168ページ、2款5項1目葬祭費、この葬祭費は保険者が死亡したときか葬儀を行った人に対して費用が支給される制度ということですが、代理人の方が扶養家族でないような代理人の方がその方の葬儀を行った場合でもこの費用というのが支払われるのか質問いたします。

**健康福祉課長** この葬祭費につきましては75万円、5万円掛ける15人分で計上してございます。国保ですので74歳までの方が亡くなられて、被保険者の場合は葬祭費が出ますけれども、第一義的に世帯主となっております。独居の方もいますので、世帯主以外の場合につきましては相続人、次には喪主さんという形で、世帯主とか相続人がいない場合でも葬儀を行う方に対して5万円の葬祭費を給付いたします。以上です。

**7番** そうしますと、世帯主でない場合は出ないということなんですか。それはあれですが、2番目の質問としましてはこれは国民健康保険税に加入している方に支払われるものだと思いますけれども、中には埋葬料という形で社保、社会保険に加入している方にも出しているような、支払いしているようなケースもあるようですけれども、そこら辺は舟形町の考え方としてはどのような形をとっているのか。社保に加入している、これは葬祭費ですけれども、埋葬料として出しているケースもあるんです。みたいです。そういった考え方、舟形町で持っているのか質問いたします。

**健康福祉課長** 社会保険に加入している方に対して国保で、例えば葬祭費であったり埋葬料については交付いたしません。今回の葬祭費につきましては世帯主だけではなく喪主さんにも交付いたしますけれども、原則的には被保険者が対象になります。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**2番** 同じページ数で2款5項葬祭費で質問をさせていただきます。予算の中身ではないんですけれども、どこで聞いていいのかわからないのでここで聞きますけれども、町民の方から連休、3日とか連休が続いたときに亡くなったときに大変困ったという相談を受けたんです。どこに、火葬場にどうやって連絡、いつ火葬場使えるとかお寺さんとかの協議も必要になるわけですから、その辺、町としては何か周知しているんでしょうけれども、どういう周知をしているのかお聞かせください。

**住民税務課長** ただいまの質問ですけれども、戸籍の受け付けということだと思っておりますけれども、戸籍の受け付けの時間外の取り扱いにつきましては役場の前に張り紙がしてございます。その張り紙の中では戸籍の受け付けにご用がある方は役場に電話してくださいということで、役場の電話番号を書いてございます。役場で土日に関しては日直の方がいらして受け付けしていただくんですけれども、それ以外、5時15分以降朝の8時半までなんですけれども、それに関しては役場に連絡いただきますと警備保障に連絡が行きまして、警備保障のほうから担当に連絡が行くということの流れになってございます。以上です。

**2番** 電話なり、それはいいというのはわかりましたけれども、なかなかしょっちゅうあることでもないことですので、皆さん困惑するというのも実情ではないかなと思っております。その中で日中、また平日だったらまだ役場も開いたり何ら問題ないんでしょうけれども、この春の連休などは10連休という報道もなされておりますので、長い期間休みになったときもつと町民に対してこういう場合は、確かに張ってあるんだということは今お聞きしましたけれども、きめ細やかな周知を今後考えていっていただければありがたいと思いますけれども。

**総務課長** 休みのときの役場の対応でございますけれども、全て連絡つくようになってございます。いろいろと相談といいますか届け出関係についても連絡いただければ担当、ないしはその係に連絡行くようになっておりますので何も問題はございませんので、ぜひ連絡いただければと思います。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 160ページ、161ページです。大変恐縮です。言葉の説明で、説明といいますか教えていただきたいんですが、161ページの一番下です。8-1-3の一番下雑入、指定公費というのがございます。この指定公費というのはどういうものを指すのでしょうか。

**健康福祉課長** お答えします。65歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費の負担金につきましては、個人負担につきましては2割となっております。ところが、平成19年4月1日以前に産まれた方、数は少ないんですけれども、その方々は特例で1割となっております。その方々が現物給付ではない柔道整体師であったりコルセット等の償還払い対象の医療があった場合に町としては9割の償還払いをします。9割を戻します。ところが、医療費の公費精算のときに、原則前期高齢者の方は2割負担でありますので町に入ってくるときには8割分しか算定されません。町では1割分原則損をするという形になりますので、その分の補填としまして指定公費としまして国保連から財源補填があるという歳入が若干、29年度の決算書にも数千円ほどありましたけれども、そういった特例措置の端境期の関係でこういった収入が若干見込まれます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 済みません。164ページ、165ページです。1-3-1です。ここに国保運営協議会委員報酬というのが出てきましたけれども、この内容についてお伺いします。

**健康福祉課長** 国民健康保険制度の運営につきまして運営協議会の設置が義務づけられております。その運営協議会委員としましては医療従事者、医療関係者から3名、それから被保険者から3名、あとは広域としましていわゆる有識者から3名、計9名の方を委嘱して運営協議会を実施してございます。年3回ほどあるんですけれども、その運営協議会の委員報酬でございます。ただ、9名分の委員報酬です。

**6番** これは昨年もありましたか。

**健康福祉課長** 30年度予算につきましては一般会計にございました。今回特別会計に移した背景としては、県からの公費が、財源が見込まれるということで特別会計に移しました。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** 済みません。170ページ、3-1-1ですが、国民健康保険事業納付金、県に納めるお金だと思いますが、全体で1億五千何がしでございますが、その財源の中で特定財源でその他ございますけれども、特定財源のその他というのは何を指しておるのでしょうか。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時05分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**健康福祉課長** このその他につきましては一般会計からの繰入金でございます。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

**6番** わからないことばかりで済みません。178ページです。最後です。9-2-1貸付金がございますが、高額医療にかかわる貸付金事業ということで毎年100万円ほど計上してございますが、この事業について今まで実績はございましたでしょうか。

**健康福祉課長** 結論から言いますと、ございます。例えば入院とか手術とか高額な医療費が必要な場合につきましては、原則限度額認定証ということであらかじめ高額医療費を超える部分は負担しなくてもいいような認定証を交付します。ところが、保険税を滞納している方等につきましては限度額認定証が交付できません。したがって、一時的にでも100万円、200万円という医療費が発生しますので、その分の方につきましては貸し付けでもって対応してございます。30年度につきましては心臓の手術をした方が1人おりまして、たまたまその方が短期被保険者証をお持ちの方で限度額認定証を交付できなかった方でありまして、今回貸し付け、30年度で実施しておりますので、決算のときに出てまいります。以上です。

**6番** 実績があるということでございますが、ちなみにこの貸し付けの要件というのはざっくりわかりますか。

**健康福祉課長** 個人負担部分の95%を貸し付け対象といたします。以上です。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、質疑、審査を終結いたします。

議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**委員長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6番** ちょっとわからないことばかりで済みません。歳入です。190ページの3款で事務費繰入金ということで489万1,000円繰り入れしてございますが、この相手先、歳出ではどこに向けて、どこに行くお金なんですか。相手方はどこに書いてあるんでしょうか。

**健康福祉課長** お答えします。1款2項の徴収費と、それから1款1項の総務管理費、さらには2款1項1目のところにあります事務費負担金ということで4733、ここのところに当たっております。以上です。

**6番** これの48917、1本ではなくその3款に分かれて事務費ということで入るといことなんですか。

**健康福祉課長** 歳出側のこの3つの歳出に対して事務費の歳入を見てございます。以上です。

**委員長** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** 質疑なしと認め、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結します。

議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**委員長** これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

**7番** それでは204ページの歳入1款1項の介護保険料として1億3,266万8,000円の歳入を見込んでおりますけれども、支払うほうからの立場として質問します。この介護保険料は国民健康保険税徴収のときにその徴集金額の中に介護保険料として含まれて徴集されていると思います。今の介護保険料は平成30年から32年度までの3年間の保険料率に基づいて徴集されております。この平成30年度、今年度から県が事業主体になったということで県が保険料を徴収して、そしてまた町に交付されてくるという形と私は理解しているんですけども、その中で平成29年度から平成30年度に料金の改定を行うときにこういう意見が出ているんです。舟形町に介護施設、舟和会とかそういったものの施設を建てるとそういう福祉の充実を図っていくと介護保険料が高くなっていきます。入所者が入れれば介護保険を負担するのは町民であるから介護保険料が高くなっていきますというもとの中にこの30年から32年までの保険料率が決まったんですけども、今度事業主体は県に移ったわけです。事業主体は県に移ったのならば、県同一の介護保険料徴集料金になっているのか。今はなっていないと思います。29年度決めるときに舟形町が事業主体のときに決めた保険料ですので。ちょっと難しいから

ね。

**委員長** 暫時休憩します。簡潔に。

午前11時20分 休憩

---

午前11時21分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**7番** 済みません。わかりにくい、私も全て完璧にわかっているわけではないので簡潔に言いますと、県が国民健康保険税の徴収主体になって介護保険料、その中に介護保険料が入っている。つまり、今後も舟形町で介護保険、老健施設とか介護保険施設等をふやせば介護保険料はふえていくという認識、つまり3年後、平成33年から新しい介護保険料が決まると思うんですけども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

**健康福祉課長** 介護保険料につきましては3カ年に1回ずつ策定する事業計画をもとにして必要なサービス料を算定をして決定しております。今7番委員さんが言われますように、結果として老健であったり特老を建てて町の方がいっぱい使えば保険料も上がります。ただ、3年に1回事業量を算定をして必要な分を計画として見込んでおりますので、一概に上がるということではなく必要なサービスを確保した結果として必要な保険料があるのご理解いただければと思います。以上です。

**7番** 平成37年が団塊の世代の方のピークになると私認識しているんですけども、そこまでは介護保険料が上がるのは覚悟しなければならぬのではないかと考えているんです。ただ、施設を今後ふやせば、サービスを充実させればということなんですけれども、済みません、ちょっとさっきの問題にまた戻りますけれども、県が国保の事業主体になったことで県統一の考え方のもとに介護保険料も含めて均一になるということはないのでしょうか。つまり、今後も市町村単位で徴集金額が上下するのであれば、何も県主体でやる必要もないような気がするんです。そこら辺のところを県統一介護保険料も含めてなるということはないのでしょうか。

**健康福祉課長** どうも県統一にこだわっていらっしゃるようですけれども、介護保険制度は、特に県が一本化になったのは国民健康保険なので、県が、保険者が1本になったことによって介護保険にどう影響するかということは、影響はございません。それから、団塊世代の方の話も出ました。確かに2025年に団塊世代の方々が75歳を迎えられます。今2019年ですので、向こう6年後の給付については多くなると予想されます。したがって、そのときの事業計画の中で団塊の世代の方々が使うであろう介護サービスを見込んで必要なサービスを整理をして、そして必要な保険料を集めるというふうに、6年後になりますので、よろしく願っています。以上です。



**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、議案第18号 平成31年度介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結します。

議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算を審査します。

読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

**6番** ここだけ確認させてください。255ページです。244ページの収益的収入及び支出の税込みの分の255ページの2目配水及び給水費1,926万円のうちの11節委託料、水道メーター検針委託料175万8,000円、毎年同じ程度の計上でございますが、メーター検針の方というのは現在何名おって、どんな賃金の支払い基準があるのかお伺いします。

**地域整備課長** ただいまのご質問でございますが、水道のメーター検針委託料でございます。委託者が個人に委託しておりまして、4名ございます。それで、その単価でございますが、1件当たりの単価の設定になっております。それで、何件担当していただくかという数量が決まっておりますので、その中で委託料の額を算出しております。以上でございます。

**6番** 1件で幾らというのはお幾らなんでしょうか。

**地域整備課長** 今手元に資料がございません。ただ、100円以下だったと思っております。

**6番** メーター検針、何か検針されている方見ると夏のくそ暑いとき大変だなと。この間、ある方と話をしたらそういうところではできるだけ避けて朝早くとか夜遅くやっているんだという話を聞いたので大変苦勞されているなどと思って質問したわけございまして、できるだけこのあたり考慮していただいて、私は値上げしろとは言いませんけれども、そのあたり十分に対応していただきたいと思えます。質問、終わります。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げ、お願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。

**6番** それでは歳出の1-1-1で、ここに明細ございますが測量設計と、あと工事請負ございまして、これはどの箇所の工事をするのかお伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

---

午前11時33分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長 最初に測量業務委託料1,200万円ではありますが、集落排水施設の長寿命化をしなければならぬことになっておりますので、それらに費やす委託料、長寿命化計画を作成するに当たりましての委託料となります。工事請負費でございますが、農業集落排水の公共升、町で設置しなければならない升がございます。その設置工事1件分でございます。以上です。新規に1件分でございます。

6番 そうしますと、この1,200万円というのは長寿命化計画策定のための委託料とございますが、これは町にある集落排水の施設全てについて長寿命化に基づいた今後の計画策定のための費用だということなんですか。

地域整備課長 差し当たって、この1,200万円につきましては上長沢と長沢地区、その2地区が400万円の予定でありまして、残りにつきましては富田処理施設関係の計画となっております。以上でございます。

6番 中身、工事的に私わからないんですけども、上長沢と長沢で400万円で、あと800万円が富田ということなんですか。わかりました。

あと、あわせて上の修繕料310万円ございますが、これはどこの箇所の修繕でございますか。

地域整備課長 修繕料の内訳でございますが、マンホールポンプというマンホールの中にポンプが入っている施設がございます。その修繕、5カ所ほどを予定しております。さらには、上長沢処理施設のブローポンプの交換1カ所を予定しております。以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 ページが268ページの1-1-1で、大震災後8年経過したわけですがけれども、放射線測定手数料というのが1万8,000円とかとありますけれども、どういう今現在測定を行っているのか質問したいと思います。

地域整備課長 お答えします。震災以来放射線関係が問題がございまして、うちのほうではなく集落排水の汚泥が発生します。そのコンポストというものをつくっているんですが、その放射能検査でございます。年1回行っております。以上でございます。

5番 そうしますと、これまで毎年1回行ってきたという経過の中で、放射線の値というのはどういう推移をしてきているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 毎年行ってありますが、今手元にその資料関係はないんですが、実は一昨年まで

は年2回でございました。それで、放射線の量も年々減ってきているということで、来年度から1回となります。先ほど年1回と言ってしまいましたが、訂正させてください。昨年度、30年度までは年2回実施しておりましたが、31年度からは1回になります。その中で、数値等はちょっと把握し切れていないんですが、基準内の値で推移しているものとうちのほうでは認識しております。以上でございます。

**委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結します。

議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げ、お願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。

**7番** 292ページ、歳出の1款1項1目管理費の293ページの一番下から2番目、汚泥処分委託料510万4,000円、農集排もそうですけれども、汚泥処分委託料が去年よりも微増しております。合わせて100万円弱なんですけれども、増にして予算計上した理由と委託先についてどこなのか質問いたします。

**地域整備課長** お答えします。汚泥処分委託料でございますが、今年度若干昨年よりはふえております。これらについては平成30年度実績をもとに算出しておりまして、平成31年度はこれぐらいの委託料が必要となるということで判断して編成しております。予算も編成いたしました。それで、委託先でございますが村山市にある村山コンポストリサイクルセンター、あとは鼠沢地区にある建商というところにも予定しております。以上でございます。

**7番** わかりました。微増の理由もわかりました。

関連して、下の段の最上広域下水道共同管理協議負担金ということで1,200万円、約1,300万円ほど拠出金を出しておりますけれども、私も広域議員なのであえて質問するんですけれども、本合海にある最上クリーンセンターの維持管理費への出費だと思うんですけれども、なかったらそこはそのはずなんですけれども、そして要は舟形町が本合海のこのし尿処理センターを必要とする理由、拠出金を出してまで必要とする理由、どういう利用方法を舟形町はとっているのか質問いたします。

**地域整備課長** お答えします。まずは最上圏域下水道共同管理協議会という組織でございますが、最上7市町村でございます。公共下水道が普及している市町村で構成しております。鮭川村だけがまだ抜けておるということになっておるわけなんですけど、先ほど言われた新庄市にある処理場の件を7番委員は言われているのかと思いますけれども、おのおの市町村に処理

場がございます。そこの維持管理等々を一括して業者に委託しております。その中で、町の負担としては新庄市のほうの負担ではなく町にある舟形の処理場でございますけれども、キドウモという小松にあります。あれの施設管理運営等々についての委託関係の料金と、あと事務費等も含めまして算出しましてこの金額の負担金額となっております。水質検査も入りました、たしか。そういうのもあったと思います。そんな形になっておりますので、新庄市にある処理センターの分ではございません。以上でございます。

**7番** 済みません。私の下のは勘違いだったようではございますけれども、後段で質問した新庄市のし尿処理施設を最上広域でやっているということは、その負担金も舟形町が出しているということになるわけです。それはそれでいいんですけれども、そこを必要とする理由が舟形町にあるのか。何かで舟形町が利用する機会があるのかということが一番メインで質問したかったわけではございますけれども、勘違い。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

---

午前11時48分 再開

**委員長** 会議を再開します。

ほかにありませんか。

**6番** 292ページの1-1-1で管理費で、右のほうの管理費の3番の公共下水道事業環境管理事業費の中の工事費のことを言っているんだと思いますが、こっちの31年の予算の概要の説明の中で確認をしたいんですが、公共下水道の欄でトータルで830万円前年比で減額しているということで、環境管理費事業木友地区県道拡幅工事に伴う公共升移設工事分343万2,000円の減とここに書いてあるんですが、31年度の事業やるんですよね。ここに減というのはもう既にこの343万1,000円公共升の工事分で減額したということなんですか。こちらの本文のほうの工事費というのは減額した工事費だということを行っているのでしょうか。31年度まだ始まった、これから始まるだけけれども、もう減額をしてしまった、して対応したということなんですか。

**地域整備課長** お答えします。今斎藤委員、6番委員言われたことは、まずはキドモ地内の歩道整備に伴いました公共下水道等々の公共汚水升の移設につきましては30年度で完了しております。今回、工事請負費として132万円計上しているわけなんです、これらについては2件を予定しておるんですが、公共升の新設が2件です。新しく加入する方々を想定しまして2件の計上となっております。大体1件当たり60万円強ぐらい、ちょっとぐらいの工事費を見込んでおります。以上でございます。

**6番** 132万円の新しいのはわかりますけれども、31年度の予算の概要でもう既に工事費分△343

万1,000円という表現がおかしいのではないかとやっているんです。もう30年度の事業で終わっているわけでしょう、その移転分の減額というのは。違うの。その表現が何かおかしいのではないか。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午前11時52分 再開

**委員長** 再開します。

**6番** あと7分ですので。わかりました。ただ、そのやりくりはわかるんだけど、30年度に470万円ほどとっておいて、その分減った分でトータル830万円で話はわかるんだけど、31年度の予算の中で減額しましたという表現はおかしいのではないかと聞いたので。わかりますか。言っていること、わからないか。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

---

午前11時53分 再開

**委員長** 再開します。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結します。

ここで、討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第15号から第21号まで7議案を一括して討論することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認めます。よって、本案件につきましては一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業

会計予算、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**委員長** 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変御苦労さまでした。

以上をもちまして一般会計並びに6特別会計予算の質疑審査を終結します。

皆様のご協力、ありがとうございました。

大変申しわけございません。私、最後なものだから。

これもちまして平成31年度予算審査特別委員会を閉会します。

午前11時56分 閉会